

第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画（ごみ）

（改定案）

令和7年1月時点

坂 井 市

目 次

第1章	計画の基本的事項.....	1
1.1.	計画見直しの背景.....	1
1.2.	計画策定の根拠.....	2
1.3.	計画対象地域.....	2
1.4.	計画の期間及び目標年度.....	2
1.5.	計画の位置づけ.....	3
1.6.	上位計画・関連計画.....	4
1.7.	計画見直しの考え方.....	11
1.8.	計画の構成.....	12
第2章	ごみ処理の現状について	13
2.1.	本市の概況.....	13
2.2.	本市のごみ処理の現状.....	17
2.3.	現状における課題と取組	48
2.4.	目標達成状況.....	52
第3章	ごみ処理基本計画.....	54
3.1.	基本理念	54
3.2.	ごみ処理の基本方針	55
3.3.	本計画の削減目標	56
3.4.	基本計画	62
3.5.	各主体の役割.....	72
第4章	計画の推進に向けて.....	75
4.1.	計画の周知.....	75
4.2.	計画の進行管理.....	75
資料編		77

第Ⅰ章 計画の基本的事項

Ⅰ.Ⅰ. 計画見直しの背景

人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり、自らの存在基盤である「限りある環境の健全性や自然資本の安定性」を脅かしつつあるとされています。

国が策定した第六次環境基本計画（令和 6 年 5 月）では、「循環」と「共生」を実現し、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展ができる循環共生型の社会こそが我々が目指すべき持続可能な社会の姿と示されています。同計画では、資源やエネルギーの使用に当たっては、いわゆる地上資源を主体にし、資源循環を進め、化石燃料を始めとした地下資源への依存度を下げ、新たな投入を最小化していくことが必要とされており、これらの実現に向けて私たちは取り組んでいく必要があります。

また、近年における廃棄物・資源循環を取り巻く状況として、地球規模の資源制約や海洋プラスチック問題を背景にプラスチック資源循環の促進が求められています。さらに国内において毎年のように大規模災害が発生しており、今後も激甚な被害をもたらす大規模災害の発生が懸念されていることから、災害時に大量に発生する災害廃棄物※の処理への対応も大きな課題です。

このような情勢の中、国は、平成 12 年度に循環型社会※の形成に向けて「循環型社会形成推進基本法」※を制定しました。また、平成 12 年 6 月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」※を改正し、都道府県ごとに一般廃棄物※および産業廃棄物※の削減目標や主体別の役割を定めた「廃棄物処理計画」の策定を義務付けました。これを受け、福井県においても平成 14 年 3 月に「福井県廃棄物処理計画」を策定しており、その後幾度の見直しを経て、令和 3 年 3 月に新たな計画を策定しています。

本市においては、平成 18 年 3 月の 4 町合併により、三国町・丸岡町・春江町・坂井町が坂井市として新たなスタートをきり、廃棄物行政についても旧 4 町それぞれの取組の一本化を進めてきました。

これにともない、平成 22 年には「坂井市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その後改定を経て、令和 2 年 3 月に「第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定しました。そしてこのたび、中間目標年度である令和 6 年度を向かえたことを受け、目標達成に向けて各種施策の進捗状況を踏まえた計画の見直しを行い、「第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画改定版」（以下、「本計画」という。）として改定しました。

今回の見直しでは、本市の廃棄物処理の現状及び前計画策定後に進められた各種取組の実施結果を踏まえ、さらなる施策の推進及び必要に応じた見直し等について検討し、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化、資源化、適正処理・処分を推進することを目的としています。

1.2. 計画策定の根拠

一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものです。

なお、廃棄物処理法第 6 条第 2 項では以下に示すとおり、基本計画で定める事項が示されています。

廃棄物処理法第 6 条第 2 項

一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

1.3. 計画対象地域

本計画は、坂井市全域を対象とします。

1.4. 計画の期間及び目標年度

本計画の計画期間は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間としています。

また、本計画の中間目標年度を令和 6 年度、目標年度を令和 11 年度としており、令和 6 年度に一部改定を行いました。

ただし、社会情勢や本計画の進捗状況などを考慮した上で、計画の推進に支障をきたす事項が認められる場合においては、随時、計画内容の見直しを行うものとしています。

なお、環境省が平成 28 年 9 月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」（以下、「策定指針」という。）において、基本計画は、概ね 5 年ごとに改定する旨が示されています。

1.5. 計画の位置づけ

本計画と国、県、市における上位計画、関連計画との位置づけは次のとおりです。
本市に関連する各種計画と整合性を図りつつ、循環型社会の形成を推進するための計画として位置付けます。

国	環境基本法※（平成 5 年） ⇒第 6 次環境基本計画（令和 6 年 5 月） 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年） ⇒第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月） 廃棄物の処理および清掃に関する法律（平成 29 年改正）
福井県	福井県環境基本条例（平成 17 年改正） ⇒福井県環境基本計画（令和 5 年） ⇒福井県廃棄物処理計画（令和 3 年）

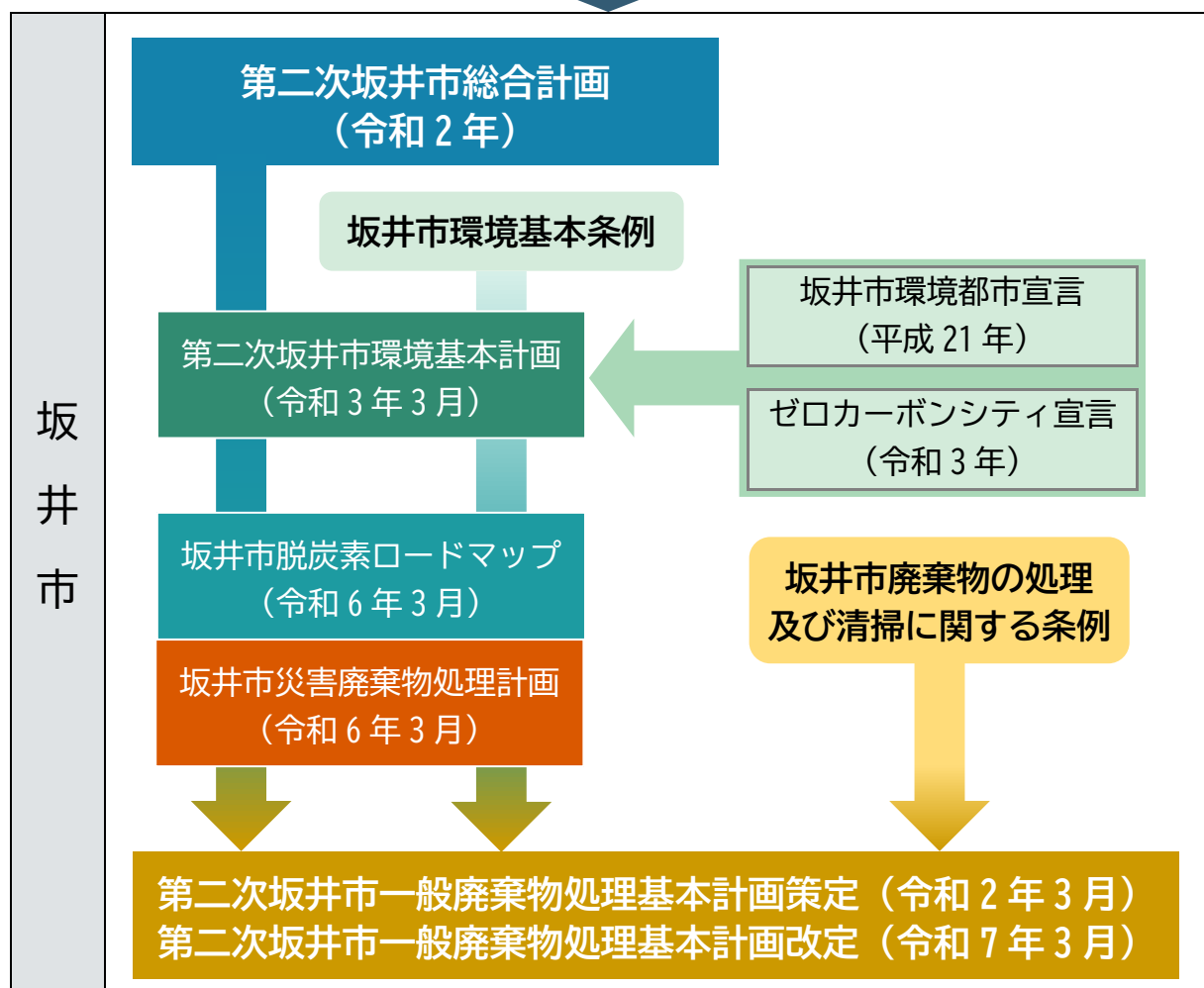


図 1-1 上位計画及び関連計画

1.6. 上位計画・関連計画

① 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月閣議決定）

第五次循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するため、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要であり、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）※への移行を推進することとしています。

また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から不可欠となる廃棄物の適正処理や、持続可能な社会の基盤として、毎年のように発生する大規模な災害に備えた万全な災害廃棄物処理体制の構築なども重要と捉え、国が講ずべき施策をまとめています。

■目指すべき循環型社会の将来像

- ① 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環が達成された姿
- ② 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現が達成された姿
- ③ 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行が達成された姿
- ④ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進が達成された姿

② 福井県廃棄物処理計画（令和 3 年 3 月策定）

福井県廃棄物処理計画は、一般廃棄物と産業廃棄物の減量化やリサイクルによる循環型社会の形成を目的として策定した計画です。計画の期間を令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とし、一般廃棄物減量化等の目標値として 1 人 1 日当たりの排出量等の目標値を設定するとともに、県と処理主体である市町が一体となり「ごみの減量化の取組」を強化していくことが重要と考え、次の 3 つの重点施策を掲げています。

■重点施策

① 食品ロス※削減の推進

これまで実施してきた「おいしいふくい食べきり運動」による「食べ残し」を減らす取組に加え、手つかずのまま捨てられている「未利用食品」を減らす取組を行い、さらなる食品ロスの削減を推進していきます。

② 紙資源リサイクルの強化

燃やせるごみとして捨ててしまいがちな紙資源の分別を徹底し、リサイクルが進むよう、取組を強化します。

③ プラスチックごみ対策の強化

プラスチックごみのリサイクルや使用削減、ポイ捨て防止を推進し、プラスチックごみの削減や海洋へのプラスチック流出防止への取組を強化します。

③ 第二次坂井市環境基本計画（令和 3 年 3 月策定）

第二次坂井市環境基本計画は、環境像として「彩り豊かな自然を育む ひと まち さかい」を掲げ、その実現に向けて坂井市の環境保全施策の方向性、市民、事業者、市の各役割を示したものです。環境像の実現に向けて、SDGs（持続可能な開発目標）を背景に、環境問題の課題に加え、少子高齢化や人口減少、地域社会・経済の持続可能性に貢献する 5 つの行動方針（「良好な生活環境の創出」、「豊かな自然と歴史資源の保全・育成」、「循環型社会の形成」、「地球温暖化対策の推進」、「環境と共生する人づくり」）を実現するため、11 の行動目標に基づいて取組を進めています。

また、5 つの行動方針に基づいた施策のなかで、特に集中的に取り組みを進めるものの 3 つを重点プロジェクトとして位置付けています。

第二次坂井市環境基本計画の行動方針と行動目標、重点プロジェクトの関連

行動方針	行動目標	重点プロジェクト		
		①川や海的环境を守るプロジェクト	②豊かな自然や生きものとふれあうプロジェクト	③地球温暖化対策を推進するプロジェクト
1 良好な生活環境の創出	1 公害防止対策を推進する	○		
	2 漂着ごみ・不法投棄対策を推進する	○		
	3 快適で環境に優しい住環境を創出する	○		○
2 豊かな自然と歴史資源の保全・育成	4 豊かな自然と共生する		○	○
	5 自然に培われた歴史資源を後世に残す	○		
	6 森里川海のつながりを支え、活用する		○	
3 循環型社会の形成	7 ものの大切さ、限りある資源を意識した社会をつくる	○		○
	8 資源と水がめぐり、未来に続くまちを創造する		○	○
4 地球温暖化対策の推進	9 地球温暖化を防止するために行動する			○
	10 地球温暖化による影響に対して適応策をとる			○
5 環境と共生する人づくり	11 環境の大切さに気付き、環境をよくするために自ら考え行動する	○	○	○

④ 坂井市脱炭素ロードマップ（令和 6 年 3 月策定）

本市は、第二次坂井市環境基本計画策定に併せて、市民・事業者・行政が相互に連携協力して 2050 年までに脱炭素を実現する「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

坂井市が目指す脱炭素ビジョン

「坂井市脱炭素ロードマップ」を策定するにあたり、地域の現状と地域の課題を整理し、地域課題と脱炭素を同時解決するための方策について検討しました。その上で、「2050年の坂井市のあるべき姿」である「坂井市脱炭素ビジョン」を設定しました。

2050年 坂井市脱炭素ビジョン 海・川・里・山 すべて

地域の現状

- 海・川・里・山のすべてを有し、農業・林業・水産業・製造業などあらゆる産業が存在する
- 東尋坊や丸岡城など観光地に恵まれている
- 鉄道やバス・タクシーなどの公共交通は存在するものの地域の移動手段はほとんど自家用車である
- 「内発的動機づけ」を主軸とした地域づくりや環境教育が行われている

地域の課題

- ◆ このままいけば2050年には61万6千トンの温室効果ガスが排出される
- ◆ 人口は2005年をピークに減少しており、少子高齢化による労働者不足が産業に影響を与えている
- ◆ 製造業が盛んな一方、エネルギー代金として215億円もの所得が域外に流出している
- ◆ 森林資源が地域内で活かされていない
- ◆ 公共交通の利用率が低い脆弱化するおそれがある

脱炭素による課題の同時解決

- ◆ 再エネ導入・省エネ化等によって温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする
- ◆ エネルギーの自給自足によって、エネルギー代金の流出を食い止め、地域産業の利益率を向上させる
- ◆ 再エネ導入によって地域内で資源を活用する
- ◆ 公共交通の次世代自動車化・充実化によって公共交通の課題と脱炭素を同時解決
- ◆ 災害時の再エネ利用によるレジリエンス*の確保

* レジリエンス・・・災害時における強靱性、適応性、回復力のこと。



* スマート農業・漁業・・・ICTを活用した農業・漁業のこと

* 営農型太陽光発電・・・田畑の上に太陽光発電を設置し、電力を得ながら農業も行う仕組みのこと

再生可能エネルギー導入方針

市の脱炭素には再エネ導入が必要不可欠です。再エネの導入にあたっては、以下の3つを基本方針とします。

1. 海・川・里・山がもたらす坂井市の資源を活かした再エネを導入し、地域内で活用することでエネルギーの地産地消を目指す
2. 坂井市の豊かな自然や景観を損なうことなく、それぞれの場所に調和した適材適所の再エネを導入する
3. 市民や市事業者が再エネの活用について自ら学び、考え、導入していくことで、地域にとって最大限の利益をもたらす再エネ導入を実現する

温室効果ガスとは

温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）をはじめとし、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、代替フロン等4ガス* など、地球温暖化の原因となる物質のことです。

*代替フロン等4ガス：HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）、PFCs（パーフルオロカーボン類）、SF₆（六フッ化硫黄）、NF₃（三フッ化窒素）

ン

の資源が活用され、地域に循環する脱炭素戦略



再生可能エネルギーとは

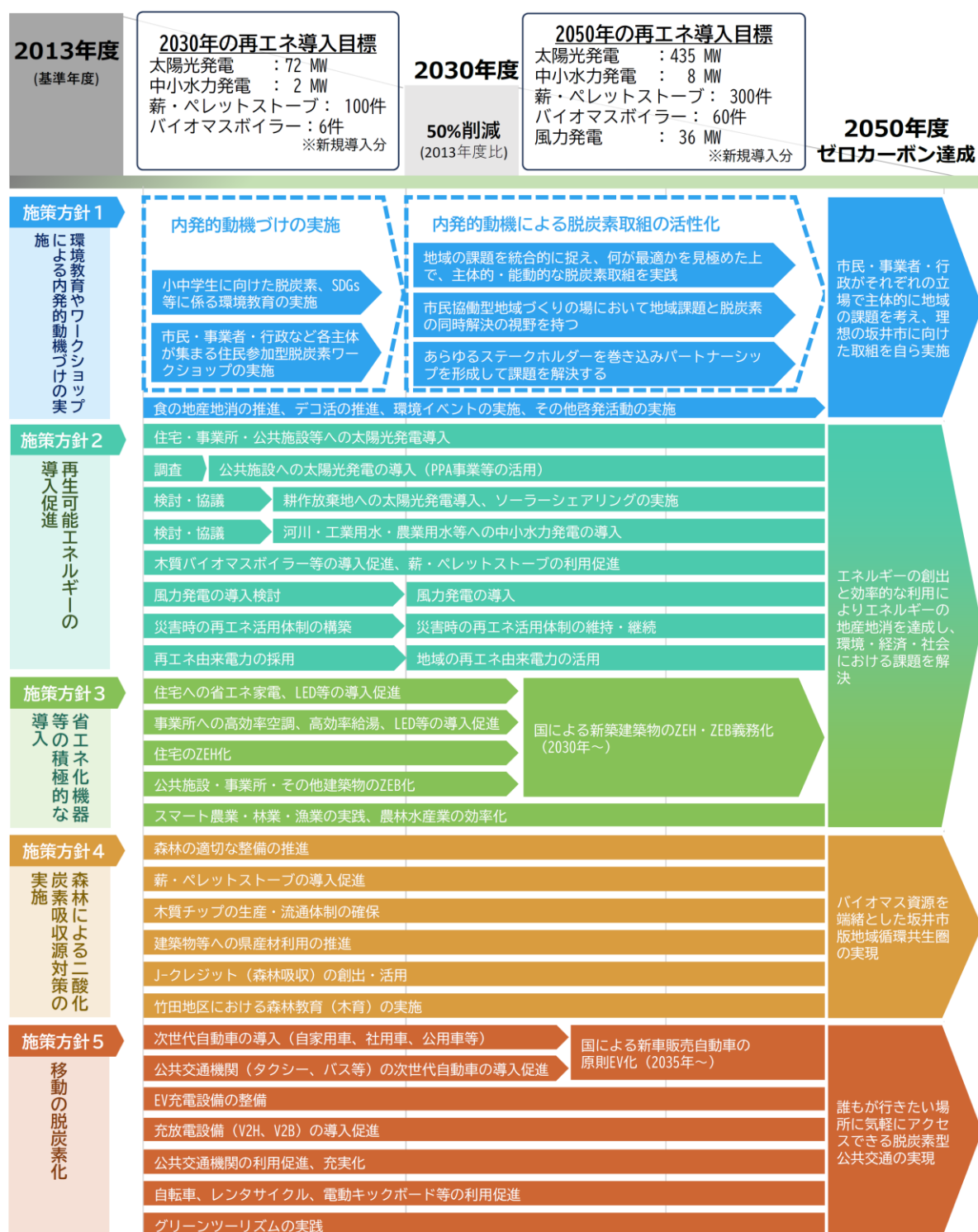
太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等の地球資源の一部や自然界に常に存在するエネルギーのことです。再生可能エネルギーは、枯渇せず繰り返し利用することができ、発電時にCO₂を排出しない（増加させない）ため、地球温暖化の抑制に役立つエネルギーです。

再生可能エネルギーの例



坂井市脱炭素ロードマップは、ゼロカーボンシティを実現するため、本市の地域特性と温室効果ガス排出状況を把握し、再エネの導入やその他の脱炭素の効果を算定し、国・県の示す脱炭素方針や市の現状の環境及びその他関連計画と整合性を図りつつ、坂井市の脱炭素に係る今後の大きな方向性を示すものとして掲げています。

2050 年脱炭素化に向けて、5 つの施策方針をもとに施策・取組を設定し、「坂井市脱炭素ロードマップ」を策定しました。



坂井市脱炭素ロードマップ

カーボンニュートラルの実現に向けた今後の廃棄物処理のあり方

廃棄物処理における脱炭素化に向けた取組は、3R※（発生抑制・再使用・再利用）に Renewable（バイオマス※化・再生材利用等）を加えた「3R+Renewable の考え方」が基本になります。しかし、廃棄物処理の範囲だけを見ては社会全体における 2050 年カーボンニュートラルの実現は困難です。

環境省では、今後の廃棄物処理のあり方について地域の資源・産業特性に応じた5つのサブモデル（将来像）を示しています。食品廃棄物やプラスチックごみの再資源化をはじめ、地域・社会全体にとって望ましい脱炭素型の資源循環・廃棄物処理のあり方について、長期的なビジョンを見据えて横断的に検討し、必要な取組を進めることが求められています。



資源循環分野からの地域循環共生圏モデル（2050 年に向けたイメージ図）

出典：一般廃棄物処理事業における地方公共団体実行計画ガイダンス

⑤ 坂井市災害廃棄物処理計画（令和 6 年 3 月策定）

近年、地震や集中豪雨等による災害が各地で頻発しており、これらに伴い大量に発生する災害廃棄物の処理が被災地の復旧・復興の大きな障害となっています。

本市でも、坂井市国土強靱化地域計画（令和 3 年 3 月策定）において、災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を回避する必要性と重要性が認識されています。

坂井市災害廃棄物処理計画は、災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うために必要な基本的事項を示したものであり、4 つの基本方針をもとに平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示した、「坂井市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

災害廃棄物の処理に関する基本方針

基本方針	内容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	本市による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

■災害廃棄物発生量について

計画では、福井平野東縁断層帯地震（最大震度 7）が発生した場合の推計結果によると、震災による災害廃棄物は 1,564,959t、津波堆積物は 42,960t 発生し、合計の災害廃棄物発生量は 1,607,919t であり、令和 3 年度の一般廃棄物の年間総排出量の 59 年分に相当します。

水害による災害廃棄物発生量は 190,383t 発生し、令和 3 年度の一般廃棄物の年間総排出量の 7 年分に相当します。

災害廃棄物の発生量の推計結果

災害区分	災害廃棄物発生推計量（t）			一般廃棄物年間総排出量（t/年）	相当年数（年）
	災害廃棄物	津波堆積物	合計		
震災	1,564,959	42,960	1,607,919	27,141	59
水害	190,383	—	190,383	27,141	7

1.7. 計画見直しの考え方

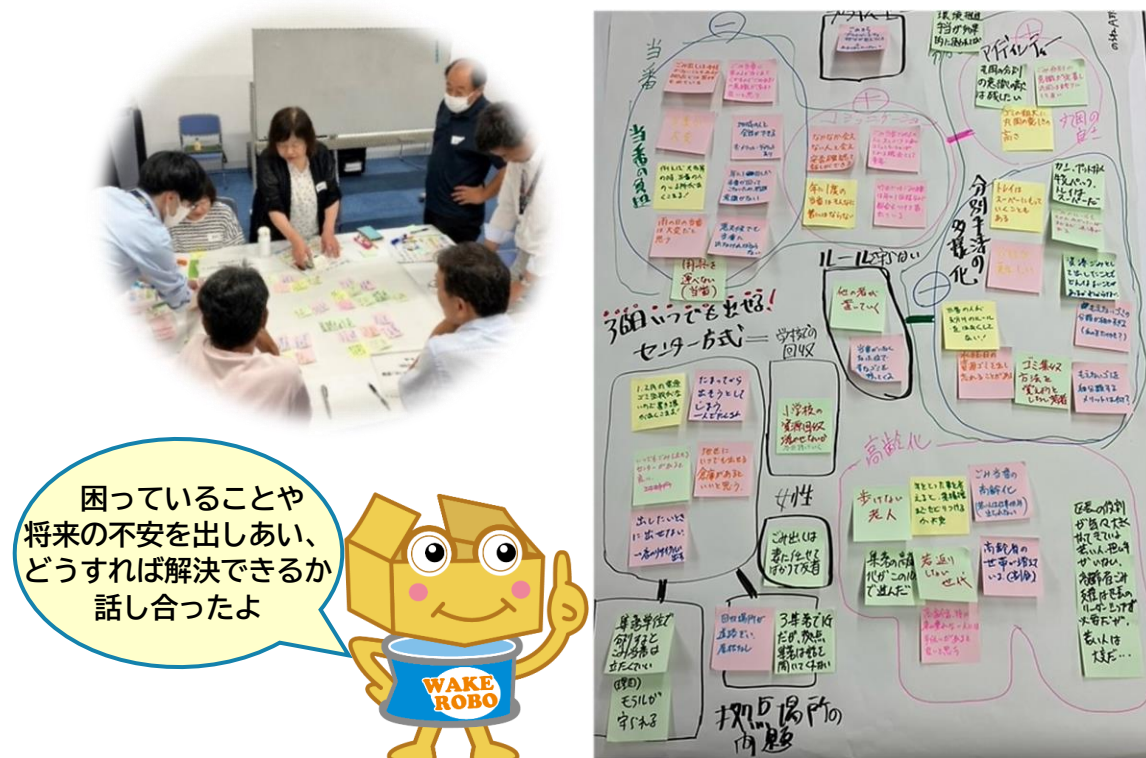
前計画策定（令和２年３月）後の令和２年１０月、国は、令和３２（２０５０）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。これを受け、本市においても令和３年３月に「第二次坂井市環境基本計画」策定に併せて、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。その後、令和６年３月に「坂井市脱炭素ロードマップ」を策定し、坂井市の脱炭素に係る今後の方向性を示しています。

今回の計画の見直しでは、本市の脱炭素社会※の実現に向けた取組状況を踏まえ、基本方針の見直しを行っています。

また、令和6年4月よりプラスチックごみの焼却量を削減し、リサイクルを推進するため、プラスチックごみの一括回収を始めたことを受け、計画内容を見直しています。

その一方で、ごみの分別区分や収集方式については、合併以前の旧町での方法が継承されており、令和6年に実施した資源ごみワークショップやごみに関する市民アンケートにおいて、ごみの現状と地域での課題、高齢化等による当番や集積場所への持ち込みが困難になりつつある現状が明らかになったことを踏まえ、回収のあり方等について見直す必要があると考えています。

この他、各施策について、取組状況を検証するとともに、国・県の動向を踏まえ、必要な見直しを行っていきます。



R6 資源ごみワークショップ（ごみの現状と課題）の様子とご意見の例

1.8. 計画の構成

本計画の構成は以下のようになっています。

第1章 計画の基本的事項

- 1.1. 計画見直しの背景
- 1.2. 計画策定の根拠
- 1.3. 計画対象地域
- 1.4. 計画の期間及び目標年度
- 1.5. 計画の位置づけ
- 1.6. 上位計画・関連計画
- 1.7. 計画見直しの考え方
- 1.8. 計画の構成

第2章 ごみ処理の現状について

- 2.1. 本市の概況
- 2.2. 本市のごみ処理の現状
- 2.3. 現状における課題と取組
- 2.4. 目標達成状況

第3章 ごみ処理基本計画

- 3.1. 基本理念
- 3.2. ごみ処理の基本方針
- 3.3. 本計画の削減目標
- 3.4. 基本計画
- 3.5. 各主体の役割

第4章 計画の推進に向けて

- 4.1. 計画の周知
- 4.2. 計画の進行管理

図1-2 第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画の構成

第2章 ごみ処理の現状について

2.1. 本市の概況

2.1.1. 位置

本市は、福井県の北部に位置しており、西部は日本海に面し、東部は勝山市、北部はあわら市および石川県加賀市、南部は福井市および永平寺町にそれぞれ接しています。

市域は、東西方向に細長く、南北約 17 km に対して東西に約 31 km の長さを持ち、総面積は約 210 km² で、県内の市町では 9 番目の広さです。



図 2-1 坂井市の位置

2.1.2. 地勢

本市の地形は東高西低であり、東部には浄法寺山（標高 1,053m）や丈競山（標高 1,045m）といった 1,000m 級の山々が連なります。中央部には県内最大の穀倉地帯である坂井平野が広がっており、広大な田園風景が見られます。西部は日本海に面しており、国の名勝・天然記念物に指定されている東尋坊周辺は荒々しい岩肌の柱状節理が 1 km に渡って続いているほか、砂丘地なども見られます。

また、南部から西部にかけては、県を代表する河川である一級河川九頭竜川が流れており、市内に源流をもつ竹田川や兵庫川などが河口付近で九頭竜川に合流しています。

2.1.3. 人口・世帯数

前国勢調査による本市の令和 2 年の人口は 88,481 人となっています。地区ごとでは、丸岡地区が最も多く 30,728 人、坂井地区が最も少なく 12,425 人（いずれも令和 2 年）となっています。

また、世帯数では 31,067 世帯で、地区ごとでは、春江地区が著しく増加（約 71%）しており、福井市街に近接する南部において都市化が著しいことがうかがえます。

全体的な傾向として、人口は平成 17 年をピークに減少しており、世帯数は増加し続けていることから、1 世帯あたりの構成人数が減少していることがわかります。

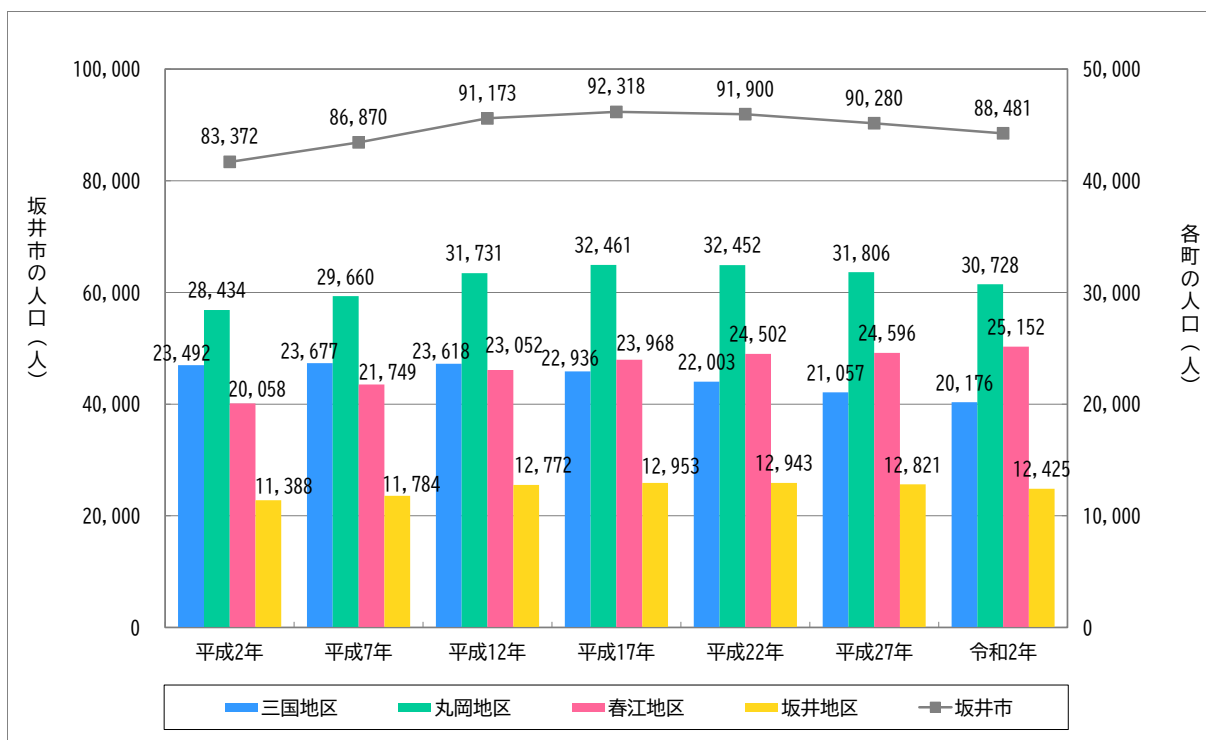


図 2-2 人口の推移

資料：国勢調査

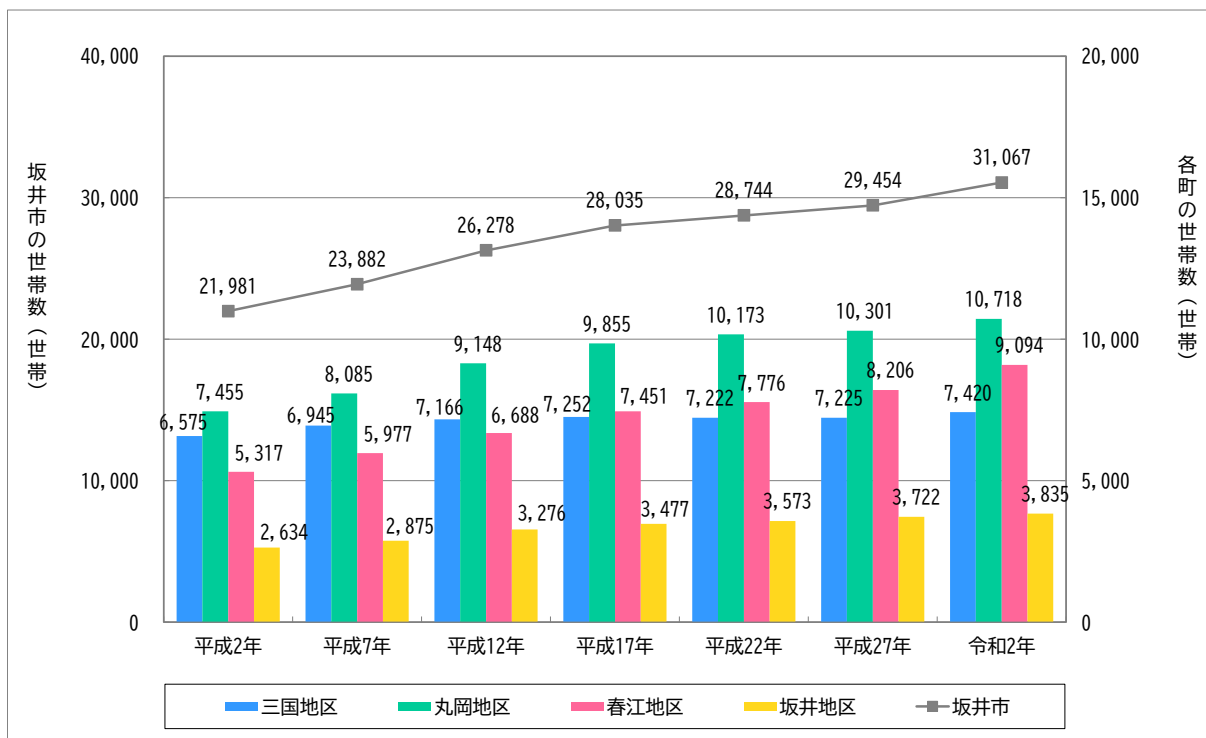


図 2-3 世帯数の推移

資料：国勢調査

2.1.4. 人口動態

自然動態※では、平成16年までは出生が死亡を上回っていましたが、近年は死亡数の方が多くなっています。社会動態※では、平成13年ごろまでは転入が転出を大きく上回っていましたが、近年は転入と転出の差がほとんどみられなくなっています。このようなことから、かつてのような人口増加傾向から人口減少へと転じていることがわかります。

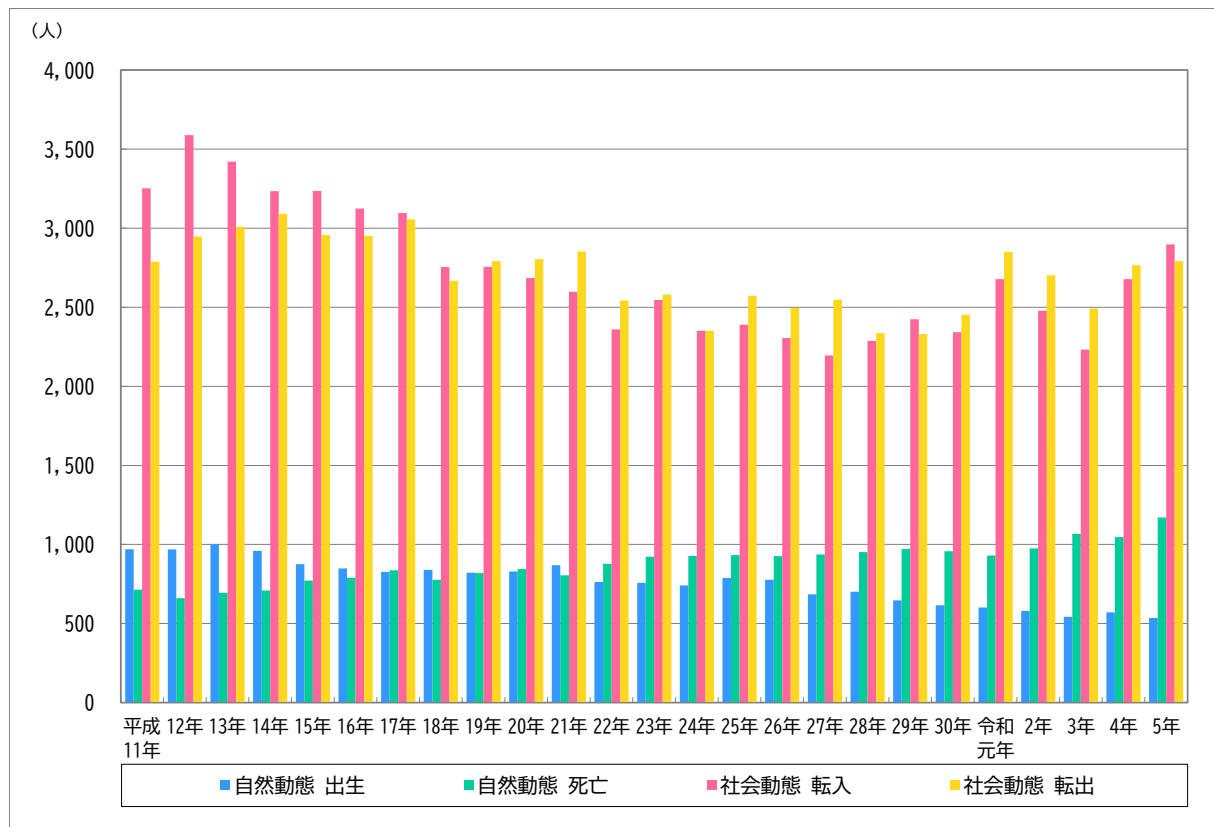
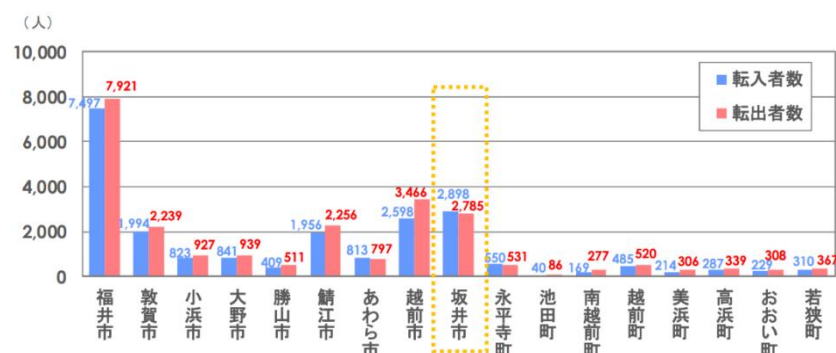


図 2-4 人口動態の推移

資料：坂井市統計年報

※参考 県内自治体の社会動態（R4.10～R5.9）

坂井市の社会増加率は0.13%と県内自治体で最も高くなっています。



資料：坂井市人口ビジョン

2.1.5. 産業別就業人口

令和2年の就業人口は46,022人で、総人口の約52%を占めています。経年的には第1次産業が最も少なく、第3次産業が増加する傾向にあります。

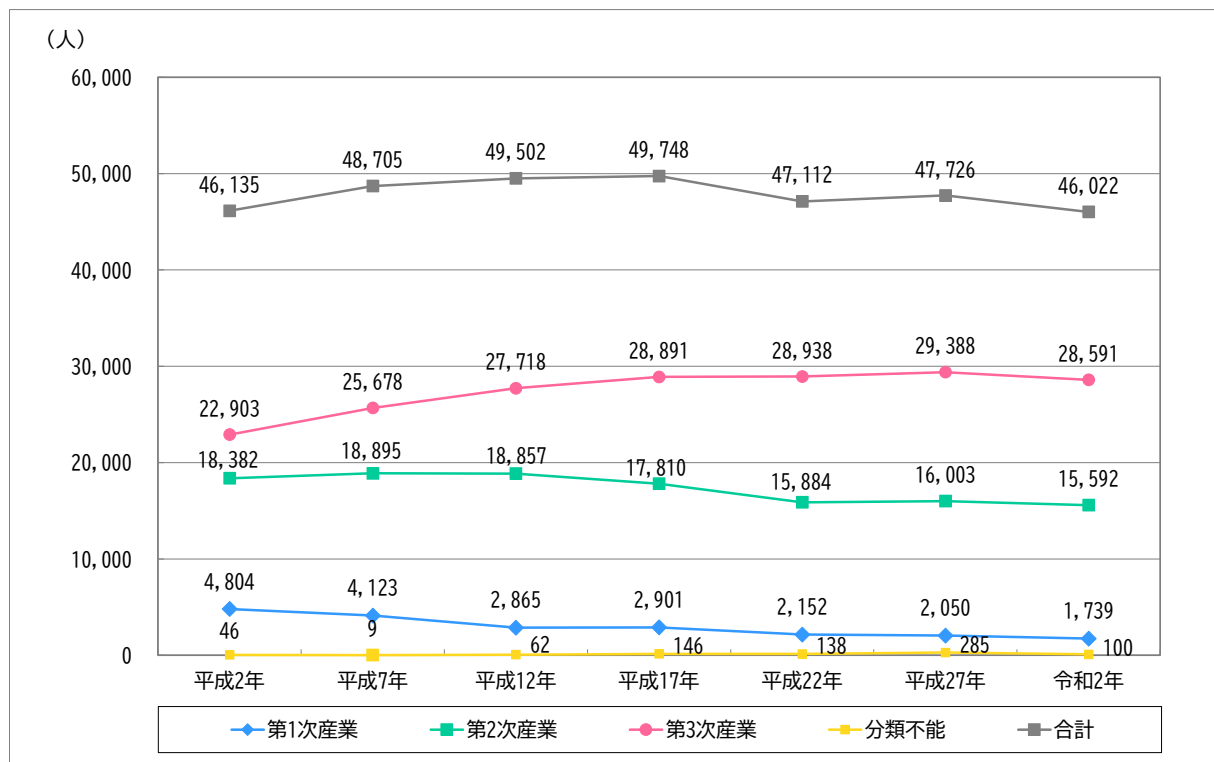


図 2-5 産業別就業人口の推移

資料：国勢調査

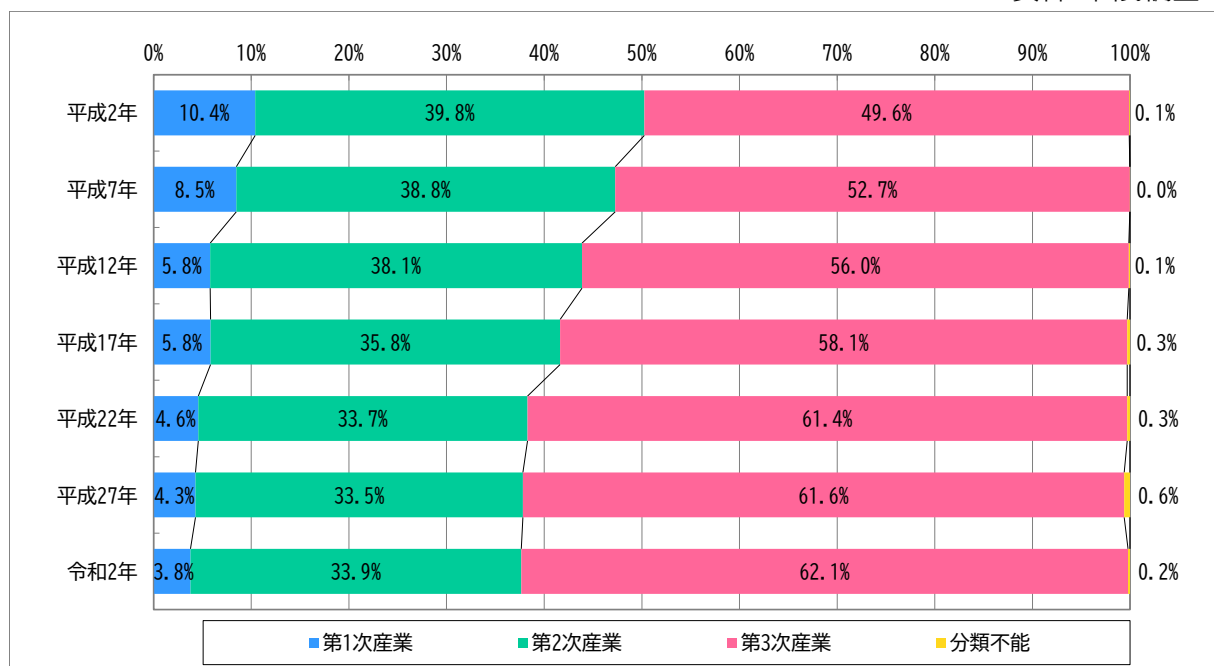


図 2-6 産業別就業人口構成比の推移

資料：国勢調査

2.2. 本市のごみ処理の現状

2.2.1. ごみ処理体系

本市では、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみについては、広域圏清掃センターに搬入し、資源ごみを選別した後、焼却または破碎処理を行い、残さを広域圏最終処分場※で埋立処分しています。なお、粗大ごみ、不燃ごみについては、破碎処理後、資源物の選別・抽出を行っています。

資源ごみのうち、空きビンやペットボトル、有害ごみのスプレー缶、乾電池・蛍光灯は、一旦広域圏清掃センターに搬入した後、民間事業者へ委託してリサイクル処理を行っています。

空き缶、紙類、プラスチック製容器包装類・プラスチック製品、廃食油、小型家電・廃家電は、委託している民間事業者が回収しリサイクル処理を行っています。また、プラスチックごみについては、プラスチックごみを再資源化することで、持続可能な社会の実現を目指すことを目的とした、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月から施行されたことに伴い、次頁のとおり取組を行っています。

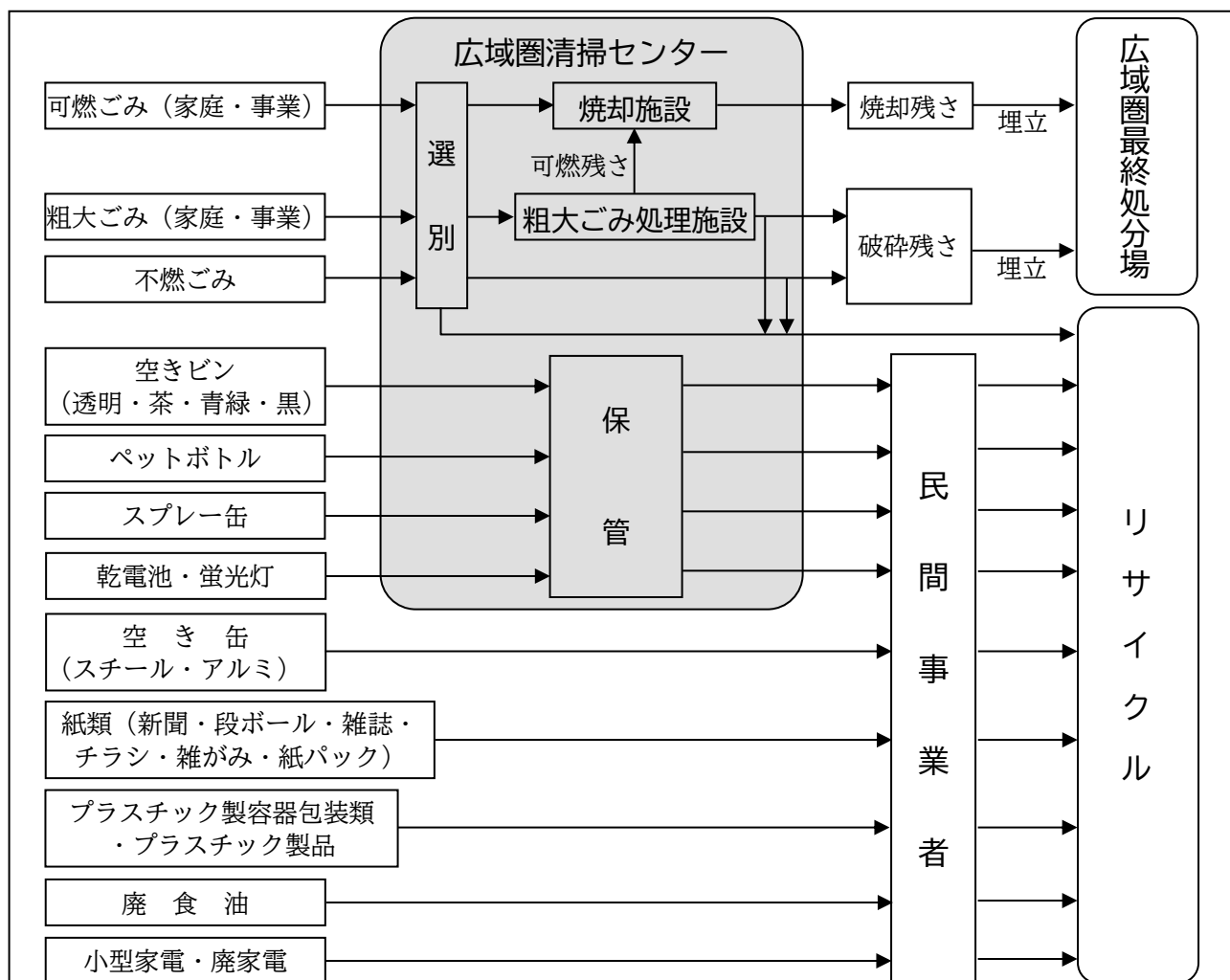


図 2-7 ごみ処理体系のフロー

2.2.2. ごみ分別区分

本市のごみ分別区分は表 2-1 に示すとおりであり、三国地区・丸岡地区・春江地区・坂井地区の地区単位で分別区分が異なります。

また、丸岡地区は、拠点回収方式で資源ごみを回収しており、缶類を他地区より細かく種類分けするとともに、紙パックも分別回収していることから、最も分別区分が多くなっています。

近年における分別区分の変更としては、平成 26 年度から小型家電・廃家電、平成 28 年度から雑がみ、平成 31 年度から使い捨てライターの回収を新たに専用のボックスを公共施設等に設置して行っています。また、令和 6 年度からは、プラスチック製品 70 品目について、燃やせるごみとしての回収からプラスチック製容器包装類と合わせてプラスチックごみとして一括回収を始めました（次頁参照）。

表 2-1 地区ごとのごみ収集における分別区分

区分	三国地区		丸岡地区		春江地区		坂井地区	
可燃	もやせるごみ		もやせるごみ		もやせるごみ		もやせるごみ	
不燃	もやせないごみ		もやせないごみ		もやせないごみ		もやせないごみ	
資源ごみ	缶類	空き缶	缶類	飲料用アルミ缶	缶類	空き缶	缶類	空き缶
				飲料用スチール缶				
				その他の缶				
	ビン類	透明ビン	ビン類	透明ビン	ビン類	透明ビン	ビン類	透明ビン
		茶ビン		茶ビン		茶ビン		茶ビン
		青・緑ビン		青・緑ビン		青・緑ビン		青・緑ビン
		黒ビン		黒ビン		黒ビン		黒ビン
	紙類	新聞	紙類	新聞	紙類	新聞	紙類	新聞
		段ボール		段ボール		段ボール		段ボール
		雑誌・チラシ		雑誌・チラシ		雑誌・チラシ		雑誌・チラシ
		雑がみ		雑がみ		雑がみ		雑がみ
		紙パック		紙パック				
	ペットボトル		ペットボトル		ペットボトル		ペットボトル	
	プラスチック製容器包装類・プラスチック使用製品		プラスチック製容器包装類・プラスチック使用製品		プラスチック製容器包装類・プラスチック使用製品		プラスチック製容器包装類・プラスチック使用製品	
	廃食油		廃食油		廃食油		廃食油	
有害ごみ	スプレー缶		スプレー缶		スプレー缶		スプレー缶	
	乾電池・蛍光灯・使い捨てライター		乾電池・蛍光灯・使い捨てライター		乾電池・蛍光灯・使い捨てライター		乾電池・蛍光灯・使い捨てライター	
その他	粗大ごみ		粗大ごみ		粗大ごみ		粗大ごみ	
	小型家電・廃家電		小型家電・廃家電		小型家電・廃家電		小型家電・廃家電	

資料：坂井市資料

プラスチック製品回収リーフレット及び分別収集※一覧（70 品目）

SDGs 坂井市

坂井市から市民の皆様へお知らせ

2024年4月から プラスチックごみを 一括回収します

坂井市ではプラスチックごみの焼却量を削減し、リサイクルを推進するため2024年4月よりプラスチックごみの一括回収を始めます。これまで「プラスチック製品」は燃やせるごみ（水色袋）、「プラスチック製容器包装」は緑色の指定袋でそれぞれ回収していましたが、2024年4月から「プラスチック製容器包装（緑色袋）」の指定袋をそのまま使用し、プラスチック包装とプラスチック製品を同一の袋に入れて出すことができます。一括回収を行います。分別収集につきまして、皆様のご協力をお願いします。

減らそう、プラスチックごみ 守ろう、未来の福井

坂井市

ごみの出し方

**月2回収集（第2水曜・第4水曜）
午前7時30分まで**

従来の「プラスチック製容器包装」と今回新たに回収する「プラスチック製品」をまとめて緑色のプラスチック製容器包装用の指定袋に入れて、収集日まで、決められた場所に出してください。ルール違反のごみは収集しません。

プラスチックごみで出せるもの

- **プラスチック製容器包装**
♻️マークのあるもの、袋類、ボトル類、ラベル類、カップ類、トレイ類など
- **100%プラスチック素材であるもの**
- **指定袋に入る大きさのもので、1辺の長さが50cm未満のもの**
- **金属やゴムの部分、電池などが含まれないもの（耐熱プラは除く）**
- **汚れなどは洗浄し、汚れが付着していないもの**

プラスチックごみで出せないもの

- ✕ ベットボトル
- ✕ 電気や電池で動くもの
ドライヤー、リモコン、ゲーム機など
- ✕ 金属やゴムなどプラスチック以外の素材が含まれているもの
- ✕ 1辺の長さが50cm以上のもの
- ✕ 汚れがひどく取れないもの、中身が洗えないもの
- ✕ 発火、けがなどの危険性があるもの
充電式電池内蔵製品、ライター、注射器など

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集一覧（70品目）

アイスクリーム棒	衣装ケース	椅子	植木鉢	絵の具パレット	鍋
お皿、トレイ	おもちゃ（金属やゴムの部分、電池を取り除く）	お椀	カーラー	買い物かご	カセットテープのケース
カメラのフィルムケース	くし	クリアファイル	クリーニングのビニール袋	計量カップ	コップ
ゴミ箱	コンテナボックス（収納ケース）	皿	ざる	三角コーナー	CDケース
下敷き	指定収集袋	自転車のかご	収納ケース	定規・ものさし	じょうろ
箸	箸ケース	ストロー	スプーン	スリッパラック	製氷皿

洗濯かご	洗面器	タッパー型保存容器	桶	タンブラー	茶わん
貯金箱	ちりとり	つまようじ	DVDケース	ナイロン袋、ポリ袋	ハエたたき
バケツ	バススリッパ	発泡スチロール	歯ブラシ	バラン（食材の仕切り）	ハンガー
PPバンド（梱包用バンド）	ビニール袋	フォーク	布たたき	ブラシ	プラモデル
プランター	ブルーレイディスクケース	ヘアブラシ	ペットキャリー	弁当箱	ボール（調理器具）
ポリ袋	ポリ袋（ポリタンク）	ポンプ、空気入れ	ラック、レターケース		

一括回収したプラスチックごみは、市の指定する再生処理場に運ばれ、プラスチック再生材料に加工され、様々なプラスチック製品にリサイクルされます。地球温暖化防止対策につながります。

坂井市役所 生活環境部 環境推進課
〒910-0592 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地
TEL:0776-66-3032 FAX:0776-66-2940
Mail:sankiyou@city.sakai.lg.jp

2.2.3. 収集体制

家庭系ごみの分別区分や排出方式・収集回数・収集場所などは、合併以前の収集方式が継承されており、地域ごとに異なる形態での収集が実施されています。(表 2-2 参照)

表 2-2 収集の体制（令和 6 年 4 月時点）

地区	品目		排出方式	収集回数	収集場所			
三国地区	1	可燃ごみ	指定袋	2回/週	ステーション ^{注1}			
	2	不燃ごみ		1回/月				
	3	空き缶						
	4	ビン類	コンテナ					
	5					透明ビン		
	6					茶ビン		
	7					青・緑ビン		
	8	紙類	新聞	紙ひも	随時	支所・資源集団回収		
	9						段ボール	
	10				雑誌・チラシ	1回/月	ステーション	
	11				紙パック			
	12	雑がみ	B0X	随時	三国支所			
	13	ペットボトル	ネット	2回/月	ステーション			
	14	プラスチック製容器包装類・プラスチック使用製品	指定袋					
	15	廃食油	B0X	随時	三国支所			
	16	スプレー缶	コンテナ	1回/月	ステーション			
	17	乾電池・蛍光灯・使い捨てライター	B0X	随時	公共施設			
	18	可燃性粗大ごみ	持ち込み	1回/年	行政区指定			
	18	金属製粗大ごみ						
19	小型家電・廃家電	B0X	随時	公共施設				
19		持ち込み	1回/年					
丸岡地区	1	可燃ごみ			ステーション			
	2	不燃	割れ物 金属	コンテナ	2回/月	拠点 ^{注2}		
	3						缶（アルミ）	
	4	缶（スチール）	エコバッグ					
	5	缶（その他）						
	6	ビン類	透明ビン	コンテナ				
	7						茶ビン	
	8						青・緑ビン	
	9						黒ビン	
	10	紙類	新聞	エコバッグ			拠点・資源集団回収	
	11							段ボール
	12							雑誌・チラシ
	13							紙パック
	14	雑がみ	B0X	随時	丸岡支所			
	15	ペットボトル	ネット	2回/月	拠点			
	16	プラスチック製容器包装類・プラスチック使用製品	指定袋					
	17	廃食油	B0X	随時	丸岡支所			
	18	スプレー缶	コンテナ	2回/月	拠点			
	19	乾電池・蛍光灯・使い捨てライター	B0X	随時	公共施設			
	20	可燃性粗大ごみ	持ち込み	1回/年	行政区指定			
	20	金属製粗大ごみ						
21	小型家電・廃家電	B0X	随時	公共施設				
21		持ち込み	1回/年					

資料：坂井市資料

表 2-3 収集の体制（令和 6 年 4 月時点）

地区	品目		排出方式	収集回数	収集場所	
春江地区	1	可燃ごみ	指定袋	2回/週	ステーション	
	2	不燃ごみ		コンテナ		1回/月
	3	空き缶				
	4	透明ビン				
	5	茶ビン				
	6	青・緑ビン				
	7	黒ビン				
	8	新聞	紙ひも	随時	資源集団回収	
	9	段ボール				
	10	雑誌・チラシ				
	11	雑誌がみ	B0X	随時	春江支所	
	12	ペットボトル	ネット	2回/月	ステーション	
	13	プラスチック製容器包装類・プラスチック使用製品	指定袋			
	14	廃食油	B0X	随時	春江支所	
	15	スプレー缶	コンテナ	1回/月	ステーション	
	16	乾電池・蛍光灯・使い捨てライター	B0X	随時	公共施設	
	17	可燃性粗大ごみ	持ち込み	1回/年	行政区指定	
	17	金属製粗大ごみ				
18	小型家電・廃家電	B0X	随時	公共施設		
18	小型家電・廃家電	持ち込み	1回/年			
坂井地区	1	可燃ごみ	指定袋	2回/週	ステーション	
	2	不燃ごみ		コンテナ		1回/月
	3	空き缶				
	4	透明ビン				
	5	茶ビン				
	6	青・緑ビン				
	7	黒ビン				
	8	新聞	紙ひも	随時	資源集団回収	
	9	段ボール				
	10	雑誌・チラシ				
	11	雑誌がみ	B0X	随時	本庁	
	12	ペットボトル	ネット	2回/月	ステーション	
	13	プラスチック製容器包装類・プラスチック使用製品	指定袋			
	14	廃食油	B0X	随時	本庁	
	15	スプレー缶	コンテナ	1回/月	ステーション	
	16	乾電池・蛍光灯・使い捨てライター	B0X	随時	公共施設	
	17	可燃性粗大ごみ	持ち込み	1回/年	行政区指定	
	17	金属製粗大ごみ				
18	小型家電・廃家電	B0X	随時	公共施設		
18	小型家電・廃家電	持ち込み	1回/年			

資料：坂井市資料

注 1) ステーション回収方式とは、三国・春江・坂井地区で採用しており、行政区内にある、決められた場所に資源ごみを搬出する方式。

注 2) 拠点回収方式とは、丸岡地区で採用しており、複数の行政区をグループ化し、決められた 1 か所に資源ごみを搬出する方式。

2.2.4. ごみ総排出量

本市のごみ総排出量（家庭系ごみ量＋事業系ごみ量＋資源集団回収量）は、平成 24 年度の 30,632t をピークに減少しており、令和 5 年度は 25,778t となっています。

市民 1 人が 1 日に排出するごみの量は、令和元年度までは 880g/人・日前後で推移していましたが、近年は減少傾向にあり、令和 5 年度は 793g/人・日となっています。減少した理由としては、人口減少が進んでいること、また令和 2 年から猛威を振るった新型コロナウイルスの感染拡大に伴う在宅勤務の増加や資源集団回収の中止等が影響していると考えられます。

地区ごとに見ると、令和 5 年度は、坂井地区が 861g/人、三国地区が 845g/人となっており、他の地域より 10%程度多くなっています。これは、小売店等での資源回収施設の利用状況や生活スタイルなどが関連していると考えられます。

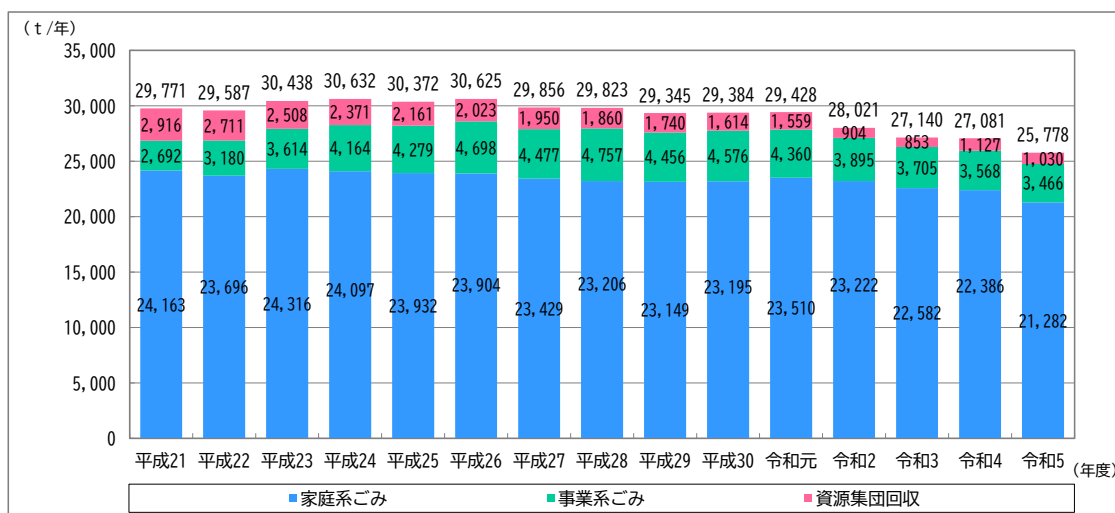


図 2-8 本市のごみ総排出量の推移

資料：坂井市資料

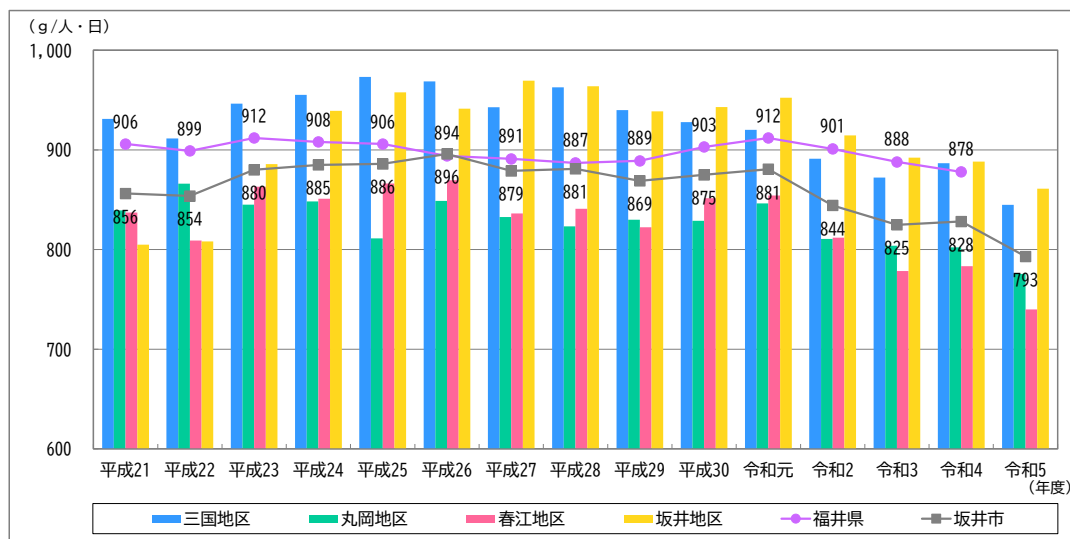


図 2-9 本市の1人1日平均排出量の推移

資料：坂井市資料、福井県一般廃棄物（ごみ）の排出および処理状況（福井県数値）

2.2.5. 区分ごとの排出量

可燃ごみは、平成 24 年度から令和元年度までは 24,000t 前後で概ね横ばいに推移していましたが、近年は減少傾向にあり、令和 5 年度は 20,986t となっています。

不燃ごみ、資源ごみについては、令和元年度から令和 2 年度にかけて増加が見られましたが、長期的には緩やかな減少傾向が続いています。

また、粗大ごみは、平成 24 年度以降、1,900～2,000t 前後で概ね横ばいに推移していましたが、平成 29 年度から令和元年度にかけて増加し 2,100t を突破しました。その後横ばいとなっていたのですが、令和 4 年度以降減少しており、令和 5 年度は 1,907t となっています。

排出量の推移について、横ばいから近年減少傾向となっている理由としては、人口の減少をはじめ、ごみ分別アプリの導入によるごみの捨て方や分別方法の周知、雑がみ回収 BOX の設置による紙類の分別のリサイクルの推進、食べ切り運動の啓発などによる削減対策の効果が表れてきたものと考えられます。

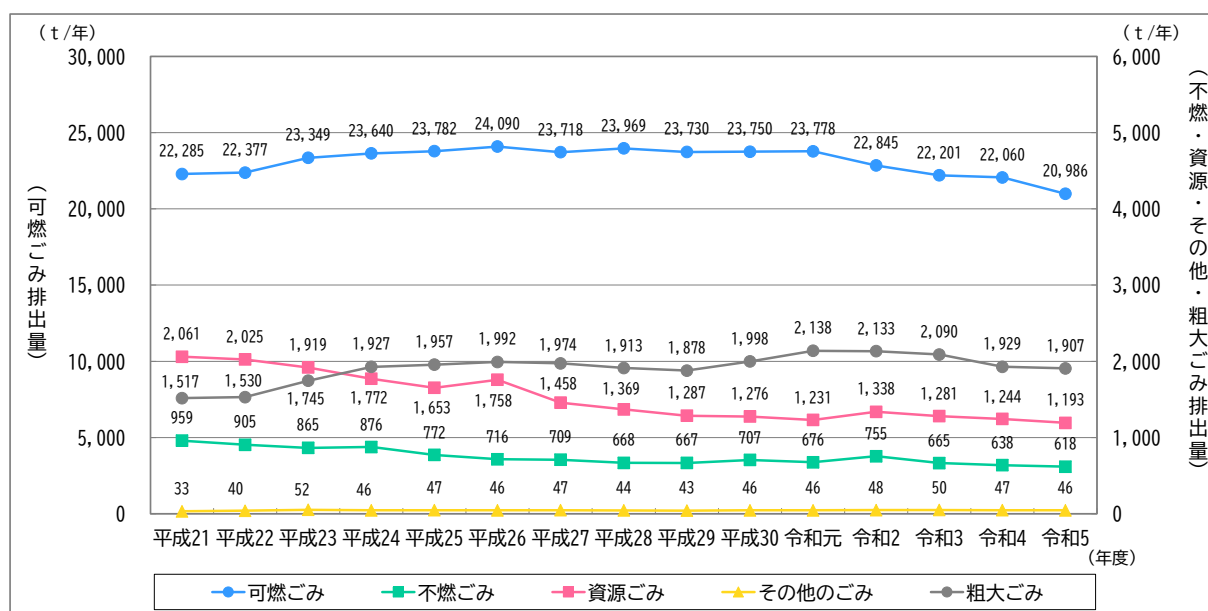


図 2-10 本市の分別区分ごとのごみ排出量の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）



▲ 丸岡地区で行っている資源ごみ拠点回収の様子

2.2.6. 家庭ごみの組成調査結果

ここでは、平成 28 年と令和 4 年に実施した市内の家庭から排出されるごみの組成調査結果を示します。

令和 4 年調査における、本市のごみ組成の割合は、紙類が最も多く（約 33%）、次いで食品廃棄物（約 32%）、プラスチック類（約 21%）となっています。平成 28 年調査と比較すると、上位 3 項目の傾向は変わりませんが、紙類の割合が減少し、食品廃棄物とプラスチック類の割合が増加しています。

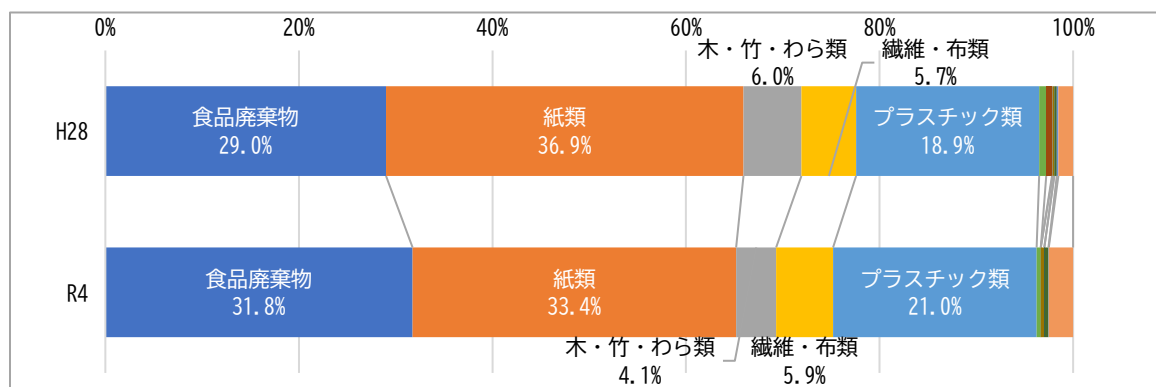


図 2-11 家庭ごみ組成割合

資料：坂井市資料

上位 3 項目の内訳を示します。

まず、紙類については、平成 28 年調査・令和 4 年調査ともに新聞・広告が最も多くなっています。ただし、紙類中の資源化可能物の割合は、平成 28 年調査では約 60%でしたが、令和 4 年調査では約 49%に減少しています。

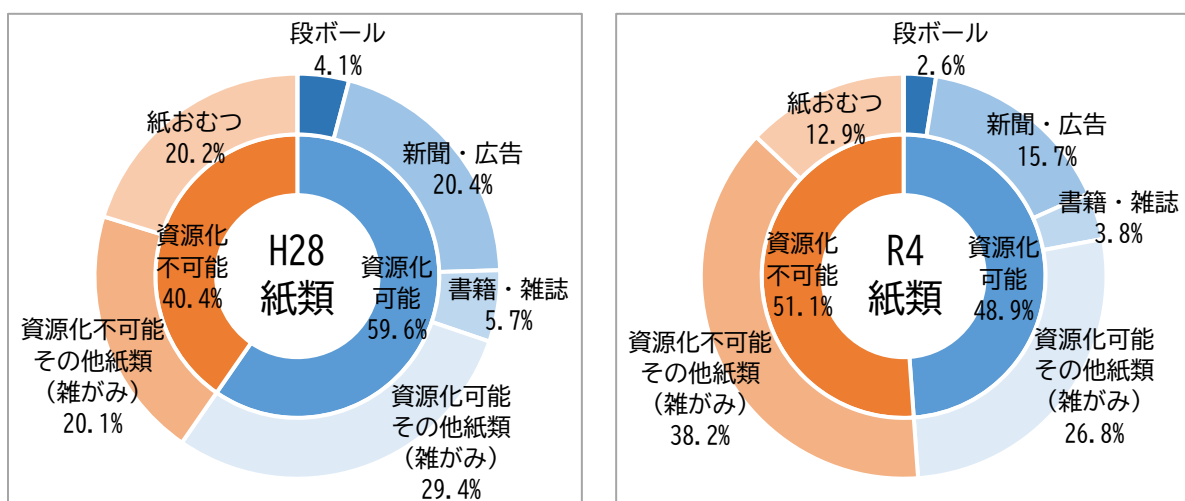


図 2-12 紙類の組成割合

資料：坂井市資料

次に、食品廃棄物については、平成 28 年調査・令和 4 年調査における組成割合の傾向は変わりませんが、令和 4 年調査では「食べ残し」と「調理くず」を分けて調査したところ、食品ロスとされる「手つかず食品」と「食べ残し」は食品廃棄物の約 36% を占めていることが分かりました。

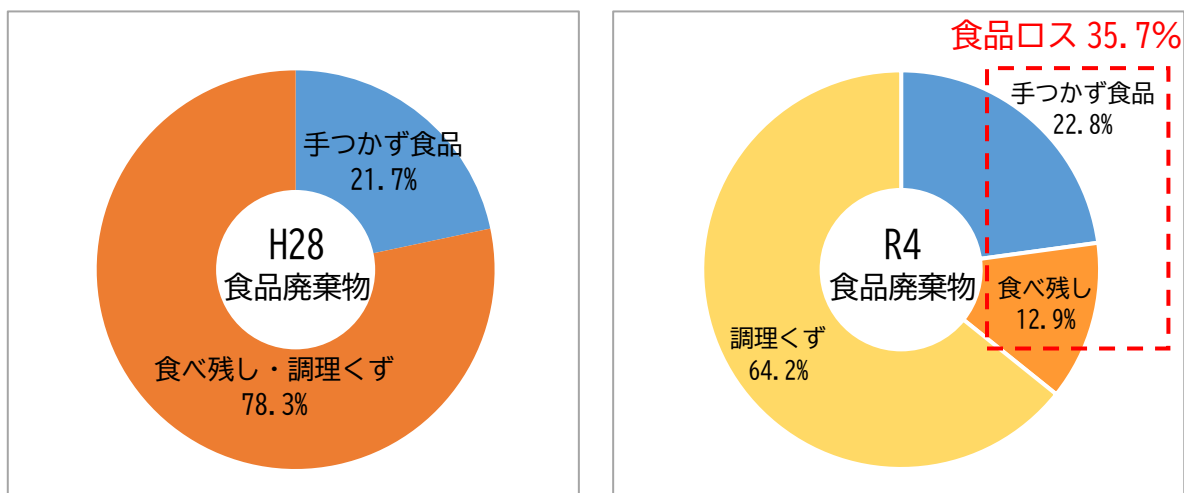


図 2-13 食品廃棄物類の組成割合

資料：坂井市資料

また、プラスチック類については、平成 28 年調査・令和 4 年調査ともにプラスチック製容器が最も多くなっており、プラスチック類中の資源化可能物の割合は、平成 28 年調査・令和 4 年調査ともに約 73%となっています。

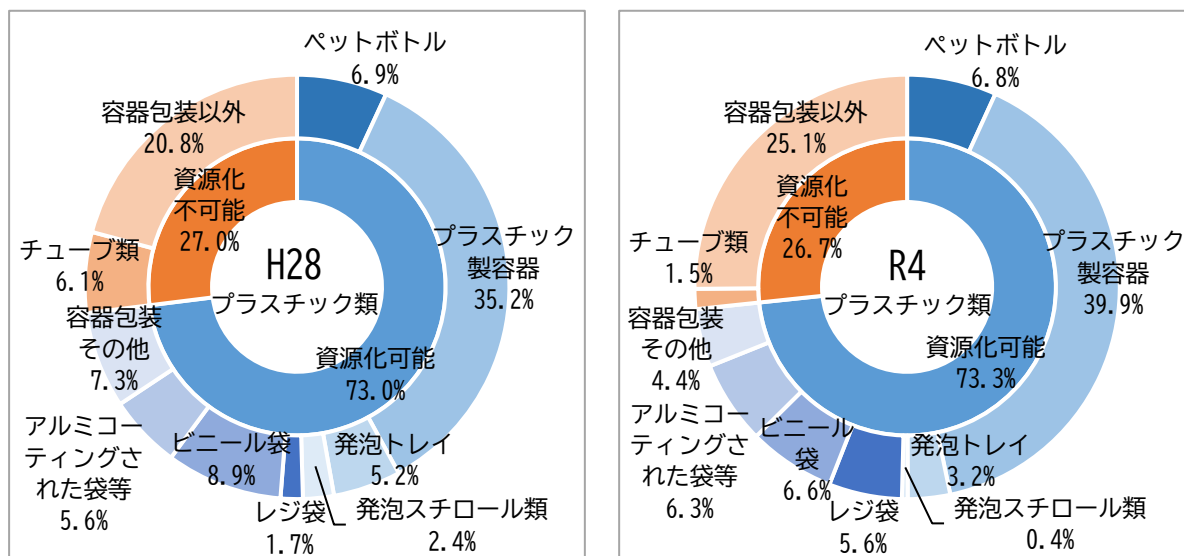


図 2-14 プラスチック類の組成割合

資料：坂井市資料

最後に、令和4年調査における、地区別のごみ組成の割合を示します。

全ての地区において、食品廃棄物と紙類の割合が高くなっており、三国地区以外の3地区では紙類が最も高くなっています。

また、全ての地区において、食品廃棄物と紙類に次いで、プラスチック類の割合が高くなっており、どの地区も上位3項目は全体の86%前後を占めています。

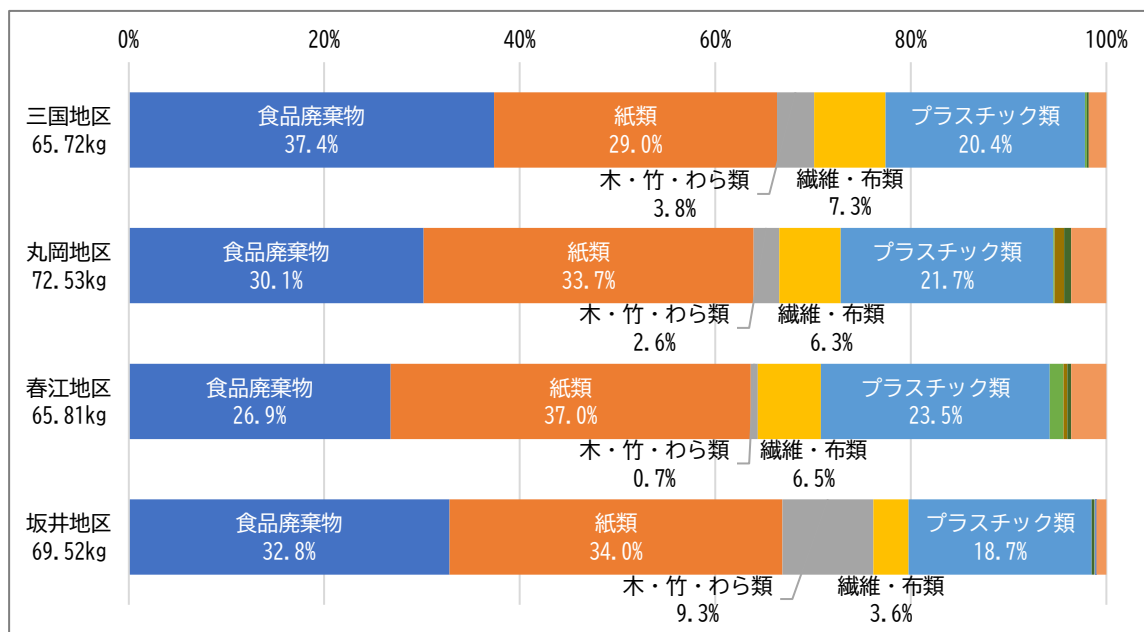


図 2-15 地区別のごみ組成割合の比較（重量比）

資料：坂井市資料

以上、家庭ごみの組成調査の総括を示します。

紙類については、家庭ごみ全体に占める割合（図 2-11 参照）が下がるとともに、紙類中の資源化可能物の割合（図 2-12 参照）についても減少していることから、従来よりも資源化可能な紙類の分別が進んでいると考えられます。

一方で食品廃棄物とプラスチック類については、家庭ごみ全体に占める割合（図 2-11 参照）が増加していることから紙類と比較して排出量は減っておらず、さらに各分類中の傾向（図 2-13, 14 参照）は変わらないことから、適正に分別するよう、また資源化につながるように周知啓発が必要です。

2.2.7. 中間処理施設

本市は、福井市・あわら市・永平寺町との3市1町で広域共同事業としてごみ処理を行っています。

本事業では、昭和47年度にあわら市笹岡に清掃センターを建設し、昭和48年に破碎（粗大ごみ）処理施設が、昭和49年に焼却施設が操業を開始しました。

その後、施設の老朽化により、新清掃センターおよび最終処分場の整備や大規模改修、計装機器類の更新などの基幹的設備改良工事を実施し、施設の長寿命化に取り組んでいますが、一方で近年ごみ処理を行う上で問題となっている、リチウムイオン電池の混入によるピット内火災や破碎機の故障につながる廃棄物の混入への対策も行っています。今後も、施設の更新や延命化を控えており、財政的負担が見込まれています。

【福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターの概要】

- ・所在地 あわら市笹岡 33-3-1
- ・敷地面積 20,200m²
- ・施設規模 焼却炉 74 t / 24 h × 3 基 = 222 t / 24 h
粗大ごみ処理施設 90 t / 5 h × 1 基
- ・構造 鉄筋コンクリート造および鉄骨造
一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建て
- ・焼却炉形式 全連続燃焼式焼却炉
- ・破碎機形式 回転式破碎機
- ・公害防止装置 乾式有害ガス除去装置 ろ過式集塵機
- ・燃焼ガス冷却 自然循環ボイラー（ハーフボイラー）＋水噴射ガス冷却

【福井坂井地区広域市町村圏事務組合最終処分場の概要】

- ・所在地 あわら市笹岡 5-16
- ・敷地面積 41,300m²
- ・埋立容積 231,000m³
- ・埋立期間 令和10年度末まで
- ・埋立廃棄物 焼却残さ、破碎残さ
- ・遮水壁規模 壁長 201.6m
- ・浸出水調整池 容量 9,700m³
- ・洪水調整池 容量 19,100m³
- ・浸出水処理施設
 - 設備規模 鉄筋コンクリート造
 - 処理能力 200m³/日
 - 処理方式 Ca 除去処理、生物処理（酸化・硝化・脱窒）＋凝縮沈殿＋砂ろ過＋活性炭＋減菌

2.2.8. 処理・処分量の実績

福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターにおける処理・処分量の実績を図 2-16、図 2-17 に示します。この数値は、清掃センター全体の量を各構成市町の人口等により按分したものとなっています。

これによると、本市の直接焼却量は、平成 24 年度から令和元年度までは 23,000～24,000t/年前後で概ね横ばいに推移していましたが、近年は減少傾向にあり、令和 5 年度は 20,943t となっています。

粗大ごみ（破碎）処理量は、2,500～2,800 t /年で概ね横ばいに推移しています。

最終処分量は、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて増加し、その後は 4,100～4,600 t /年で推移していましたが、令和元年度の 4,651t をピークに減少しており、令和 5 年度は 3,878t となっています。

なお、平成 27 年度以降は、焼却残さ量と処理残さ量を合わせて計量した数値となっています。

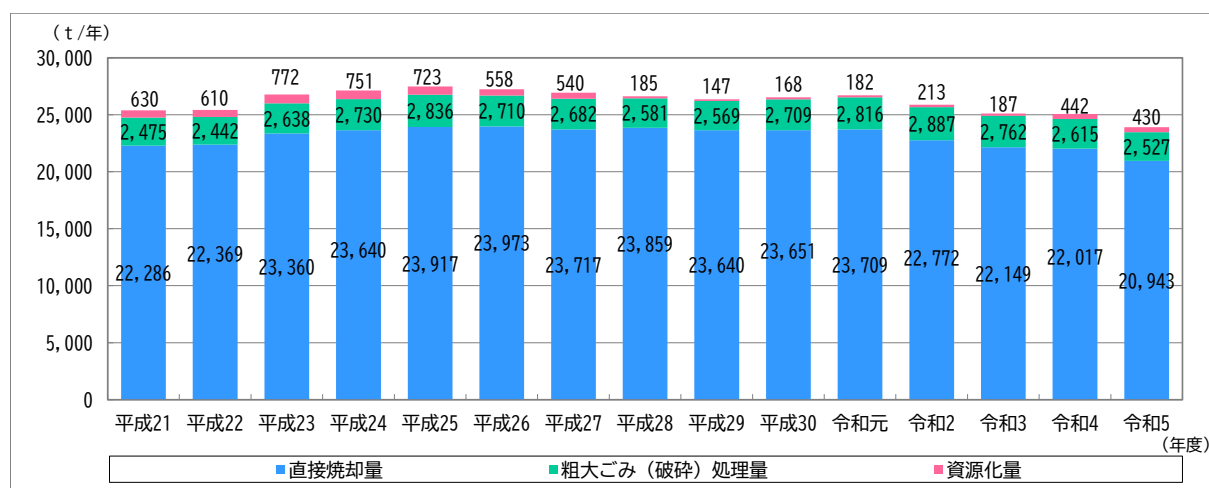


図 2-16 本市のごみ処理量の推移

資料：坂井市資料

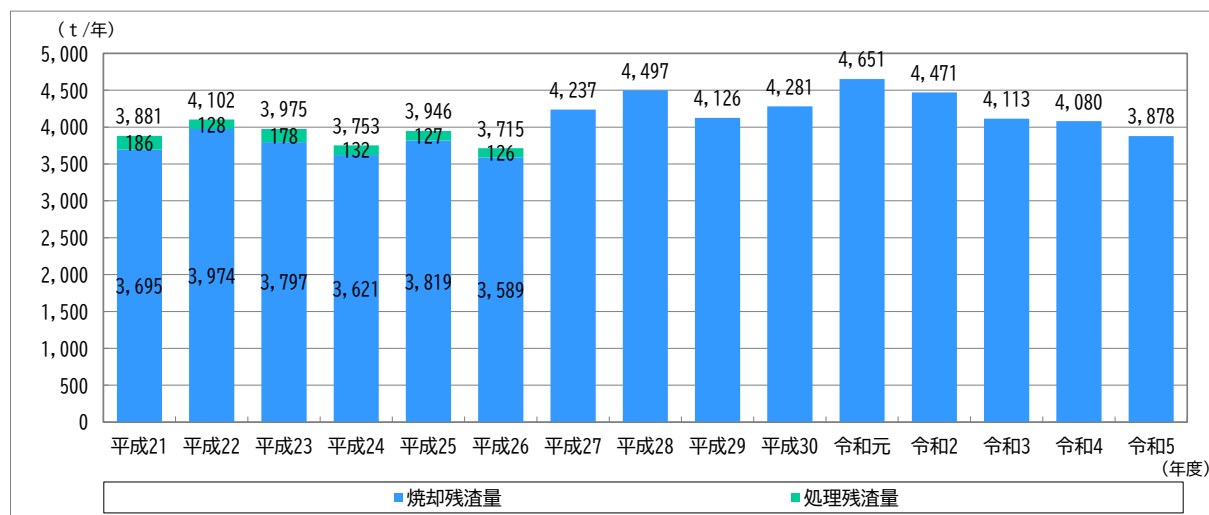


図 2-17 本市の最終処分量の推移

資料：坂井市資料

2.2.9. リサイクル率の推移

① 収集方法別のリサイクル率

本市のリサイクル率（民間資源回収を除く）は、低下傾向が続いており、令和3年度には9.6%まで低下しています。

近年における収集方法別のリサイクル量を見ると、直接資源化[※]量、中間処理[※]後再生利用量については緩やかな減少が続いており、資源集団回収は令和元年度から令和2年度にかけて大きく減少しています。減少した理由としては、人口減少が進んでいること、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う資源集団回収の中止等が影響していると考えられます。

令和4年度以降は、コロナ禍終息に伴う資源集団回収の回復に合わせて、リサイクル率もやや上昇しています。

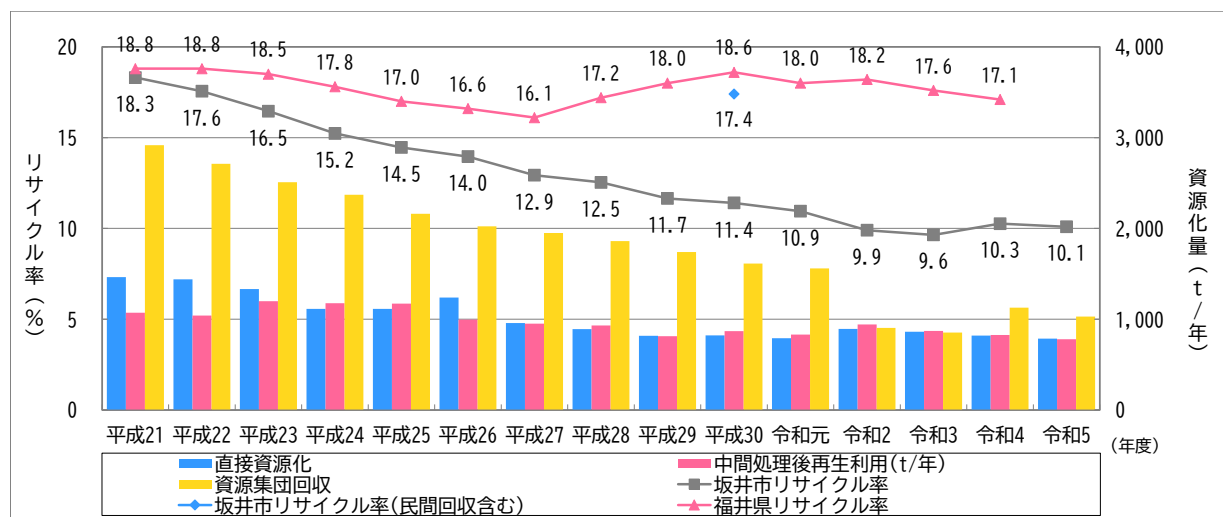


図2-18 収集方法別のリサイクル率の推移

資料：坂井市資料

表2-4 収集方法別の資源化率の推移

年度	リサイクル率 (%)	直接資源化 (t/年)	中間処理後再生利用 (t/年)	資源集団回収 (t/年)
平成21	18.3	1,464	1,071	2,916
平成22	17.6	1,439	1,041	2,711
平成23	16.5	1,332	1,198	2,508
平成24	15.2	1,115	1,177	2,371
平成25	14.5	1,114	1,171	2,161
平成26	14.0	1,238	996	2,023
平成27	12.9	958	952	1,950
平成28	12.5	891	931	1,860
平成29	11.7	817	812	1,740
平成30	11.4	821	868	1,614
令和元	10.9	791	831	1,559
令和2	9.9	893	942	904
令和3	9.6	862	871	853
令和4	10.3	819	827	1,127
令和5	10.1	786	779	1,030

資料：坂井市資料

本市における資源回収は、先に示したとおり市の収集や市内の各種団体のご協力のもと行なわれている集団資源回収のほか、市内のスーパーなどの店頭で民間事業者が実施している民間資源回収があります。市が公表しているリサイクル率は(図 2-18 参照)、民間資源回収による回収量が含まれていませんが、民間資源回収を含めると本市の実際のリサイクル率はもっと高くなると考えられます。

具体的に平成 30 年度におけるリサイクル率について見ると、市が公表しているリサイクル率は 11.4%ですが、民間資源回収による収集量 2,112t(市把握分)を踏まえると、リサイクル率は 17.4%と 6 ポイントアップします。

また、平成 28 年度より民間拠点回収量を把握している福井県のリサイクル率を見ると、平成 27 年度までは緩やかな低下傾向にありましたが、平成 28 年度以降は 18%前後で横ばいに推移しており、民間資源回収を踏まえた本市の実際のリサイクル率も同様に推移している可能性が高いと考えられます。

このように、リサイクルの取組を進めるためには市、市民、事業者による協働が重要だということがよくわかります。

資源循環を推進する上で、製造や販売、排出を行っている事業者との連携は不可欠です。このため、製造・販売による自主回収・再資源化や、排出事業者による排出の抑制・再資源化等について、民間事業者と連携して取り組む必要があります。



▲ 小売店舗での店頭回収

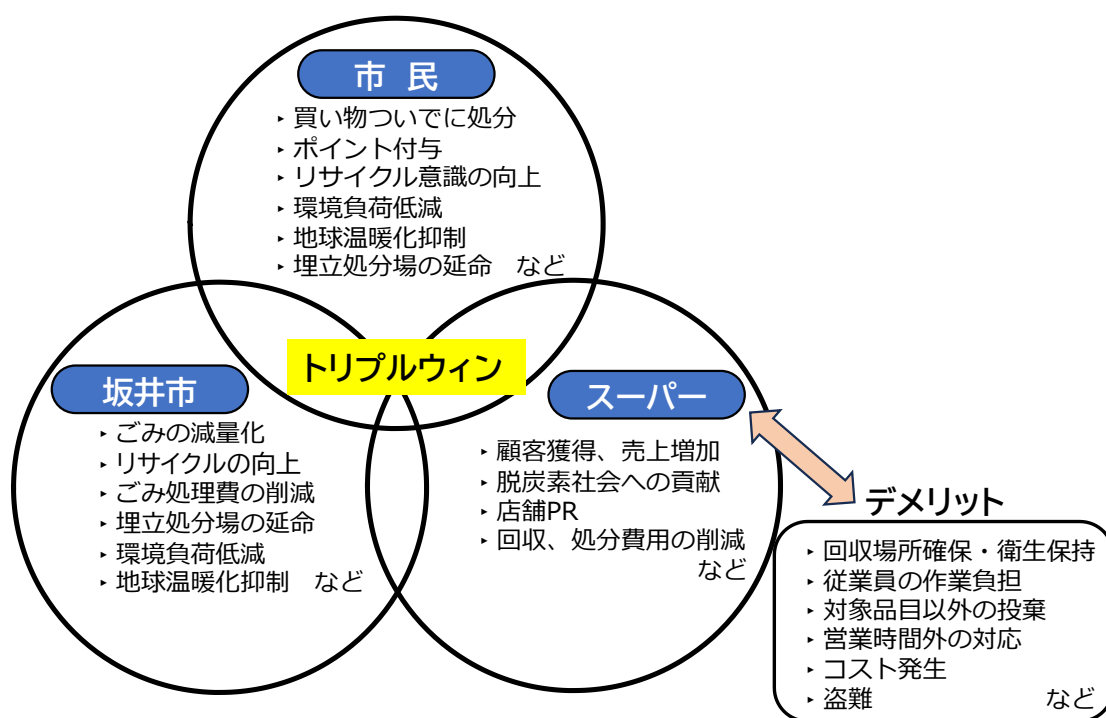


図 2-19 民間事業者との連携による資源回収による取組効果のイメージ

② 地域ごとのリサイクル率

地域ごとのリサイクル率をみると、全ての地区で近年、低下傾向が続いていましたが、令和3年度以降やや上昇しています。また、三国地区・丸岡地区・坂井地区のリサイクル率が高くなっています。

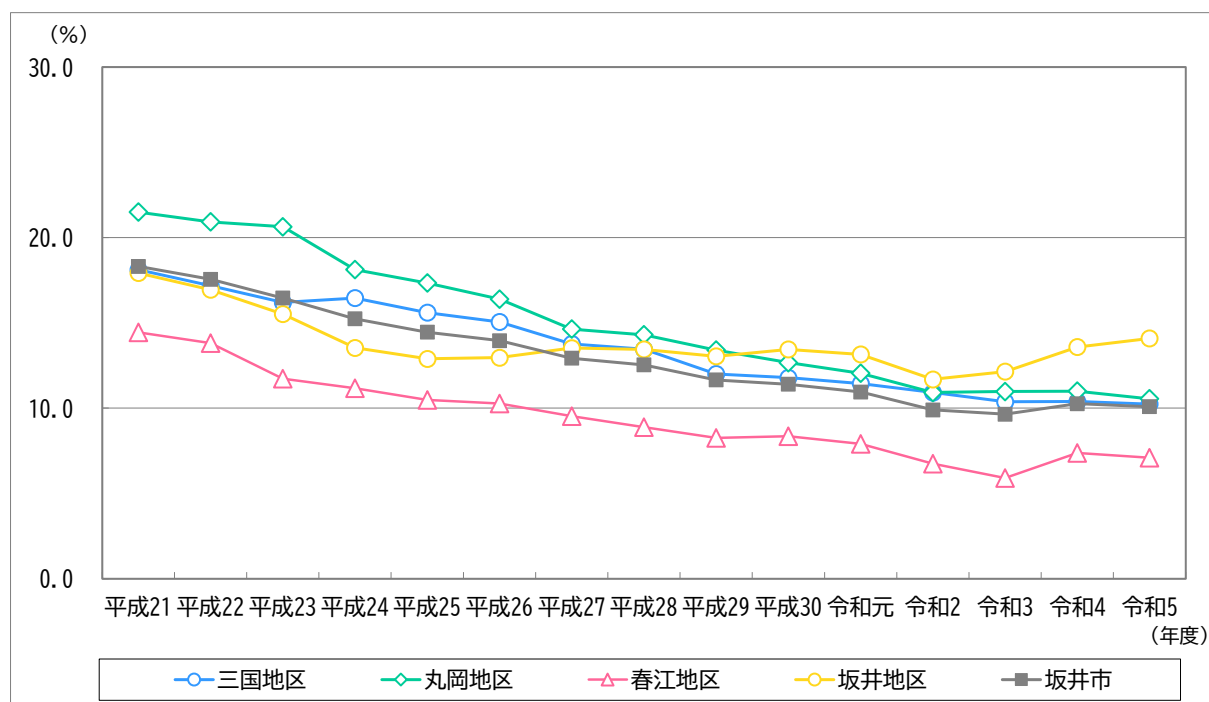


図 2-20 地域ごとのリサイクル率の推移

資料：坂井市資料

地域ごとのリサイクル率に影響を及ぼす関連項目の表を次頁に示します。

近年、民間事業者による資源回収の取組が広がっており、市内においても小売店舗をはじめ、いくつもの回収施設が設置されています。本計画で算出しているリサイクル率には、このような民間事業者による資源化量が考慮されていません。リサイクル率が低下している一つの要因としては、このような民間事業者による資源化量が算定しにくい点のため、考慮されていない点が挙げられます。

リサイクル率 (%)

$$= \frac{([資源集団回収量] + [直接資源化量] + [中間処理後再生利用])}{([ごみ処理量] + [資源集団回収量])} \times 100$$

表2-5 地域ごとのリサイクル率の推移と関連する項目

実績 年度	区域	総人口 (人)	ごみ処理量				集団回収量 (t)	中間処理後 再生利用 (t)	1人1日 当たりの 排出量 (g/人・ 日)	リサイクル 率 (%)
			直接焼却量 (t)	焼却以外の 中間処理量 (t)	直接 資源化量 (t)	合計 (t)				
H21	坂井市	94,995	22,286	3,105	1,464	26,855	2,916	1,071	856	18.3
	三国町	23,130	5,996	762	216	6,974	908	304	931	18.1
	丸岡町	33,390	7,316	1,084	928	9,328	930	347	839	21.5
	春江町	25,071	6,033	802	195	7,030	652	263	837	14.4
	坂井町	13,404	2,941	457	125	3,523	426	157	805	17.9
H22	坂井市	94,682	22,369	3,052	1,439	26,860	2,711	1,041	854	17.6
	三国町	22,933	6,045	755	209	7,009	845	295	911	17.2
	丸岡町	33,257	7,232	1,054	951	9,237	814	338	866	20.9
	春江町	25,089	6,020	775	168	6,963	631	250	809	13.8
	坂井町	13,403	3,072	468	111	3,651	421	158	808	16.9
H23	坂井市	94,501	23,360	3,410	1,332	28,102	2,508	1,198	880	16.5
	三国町	22,796	6,120	822	159	7,101	789	330	946	16.2
	丸岡町	33,186	7,491	1,185	990	9,666	782	384	845	20.6
	春江町	25,159	6,454	817	99	7,370	546	283	863	11.7
	坂井町	13,360	3,295	586	84	3,965	391	201	886	15.5
H24	坂井市	94,311	23,640	3,481	1,115	28,236	2,371	1,177	887	15.2
	三国町	22,562	6,026	831	167	7,024	796	324	955	16.5
	丸岡町	33,219	7,693	1,185	774	9,652	727	380	848	18.1
	春江町	25,173	6,354	866	99	7,319	495	279	851	11.2
	坂井町	13,357	3,567	599	75	4,241	353	194	939	13.5
H25	坂井市	93,983	23,917	3,559	1,114	28,590	2,161	1,171	885	14.5
	三国町	22,379	6,095	890	169	7,154	734	328	973	15.6
	丸岡町	33,052	7,700	1,181	775	9,656	633	376	811	17.3
	春江町	25,207	6,486	867	100	7,453	453	276	866	10.5
	坂井町	13,345	3,636	621	70	4,327	341	191	958	12.9
H26	坂井市	93,643	23,973	3,268	1,238	28,479	2,023	996	896	14.0
	三国町	22,153	6,141	791	238	7,170	663	279	969	15.1
	丸岡町	32,943	7,755	1,109	757	9,621	586	330	849	16.4
	春江町	25,175	6,482	813	145	7,440	428	236	870	10.3
	坂井町	13,372	3,595	555	99	4,249	346	151	941	13.0
H27	坂井市	93,039	23,717	3,222	958	27,897	1,950	952	879	12.9
	三国町	21,922	5,988	777	184	6,949	590	264	943	13.8
	丸岡町	32,655	7,717	1,070	557	9,344	581	315	833	14.6
	春江町	25,140	6,363	801	129	7,293	378	225	836	9.5
	坂井町	13,322	3,649	574	88	4,311	401	148	969	13.5
H28	坂井市	92,739	23,859	2,766	891	27,516	1,860	931	881	12.5
	三国町	21,744	6,120	637	193	6,950	534	280	963	13.5
	丸岡町	32,348	7,559	953	497	9,009	566	307	823	14.3
	春江町	25,348	6,493	726	119	7,338	359	206	841	8.9
	坂井町	13,299	3,687	450	82	4,219	401	138	964	13.4
H29	坂井市	92,506	23,640	2,716	817	27,173	1,740	812	869	11.7
	三国町	21,613	5,999	629	150	6,778	489	233	940	12.0
	丸岡町	32,224	7,645	972	460	9,077	555	276	830	13.4
	春江町	25,448	6,419	686	119	7,224	326	179	822	8.3
	坂井町	13,221	3,577	429	88	4,094	370	124	939	13.0
H30	坂井市	92,054	23,651	2,877	821	27,349	1,614	868	875	11.4
	三国町	21,421	5,862	662	154	6,678	446	240	928	11.8
	丸岡町	31,986	7,603	1,020	457	9,080	462	290	829	12.7
	春江町	25,492	6,647	735	124	7,506	332	198	852	8.3
	坂井町	13,155	3,539	460	86	4,085	374	140	943	13.4
R1	坂井市	91,552	23,709	2,998	791	27,498	1,559	831	881	10.9
	三国町	21,126	5,715	702	175	6,592	398	227	920	11.4
	丸岡町	31,788	7,720	1,087	405	9,212	481	282	846	12.0
	春江町	25,597	6,742	724	127	7,593	306	192	854	7.9
	坂井町	13,041	3,532	485	84	4,101	374	130	952	13.2
R2	坂井市	90,931	22,772	3,100	893	26,765	904	942	844	9.9
	三国町	20,883	5,503	708	211	6,422	271	249	891	10.9
	丸岡町	31,425	7,432	1,064	467	8,963	217	318	811	10.9
	春江町	25,706	6,455	805	135	7,395	149	225	812	6.7
	坂井町	12,917	3,382	523	80	3,985	267	150	915	11.7

資料：坂井市資料

表 2-6 地域ごとのリサイクル率の推移と関連する項目

実績 年度	区域	総人口 (人)	ごみ処理量				集団回収量 (t)	中間処理後 再生利用 (t)	1人1日 当たりの 排出量 (g/人・ 年)	リサイクル 率 (%)
			直接焼却量 (t)	焼却以外の 中間処理量 (t)	直接 資源化量 (t)	合計 (t)				
R3	坂井市	90,148	22,149	2,949	862	25,960	853	871	825	9.6
	三国町	20,613	5,356	669	210	6,235	245	217	872	10.4
	丸岡町	31,136	7,317	1,014	439	8,770	247	303	804	11.0
	春江町	25,616	6,226	761	136	7,123	80	209	778	5.9
	坂井町	12,783	3,250	505	76	3,831	281	142	892	12.1
R4	坂井市	89,585	22,017	3,057	819	25,893	1,127	827	828	10.3
	三国町	20,371	5,396	715	207	6,318	262	215	887	10.4
	丸岡町	30,936	7,277	1,049	408	8,734	305	281	802	11.0
	春江町	25,591	6,150	814	130	7,094	206	202	783	7.4
	坂井町	12,687	3,194	479	74	3,747	354	129	888	13.6
R5	坂井市	89,055	20,943	2,957	786	24,686	1,030	779	793	10.1
	三国町	20,066	5,048	695	197	5,940	235	200	845	10.2
	丸岡町	30,769	6,998	1,038	389	8,425	264	264	776	10.6
	春江町	25,620	5,847	757	127	6,731	176	187	740	7.1
	坂井町	12,600	3,050	467	73	3,590	355	128	861	14.1

資料：坂井市資料

③ 各分別品目の処理およびリサイクル流れ

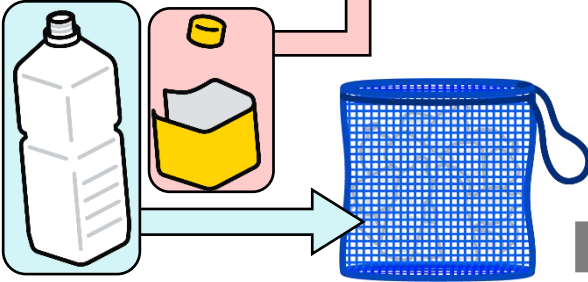
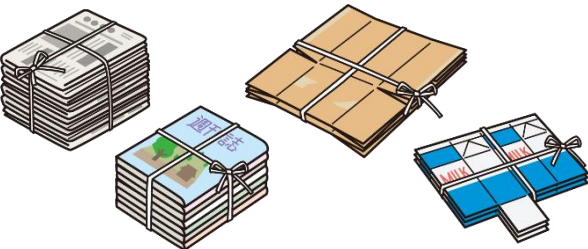
本市の分別品目別の処理およびリサイクルの流れを示します。

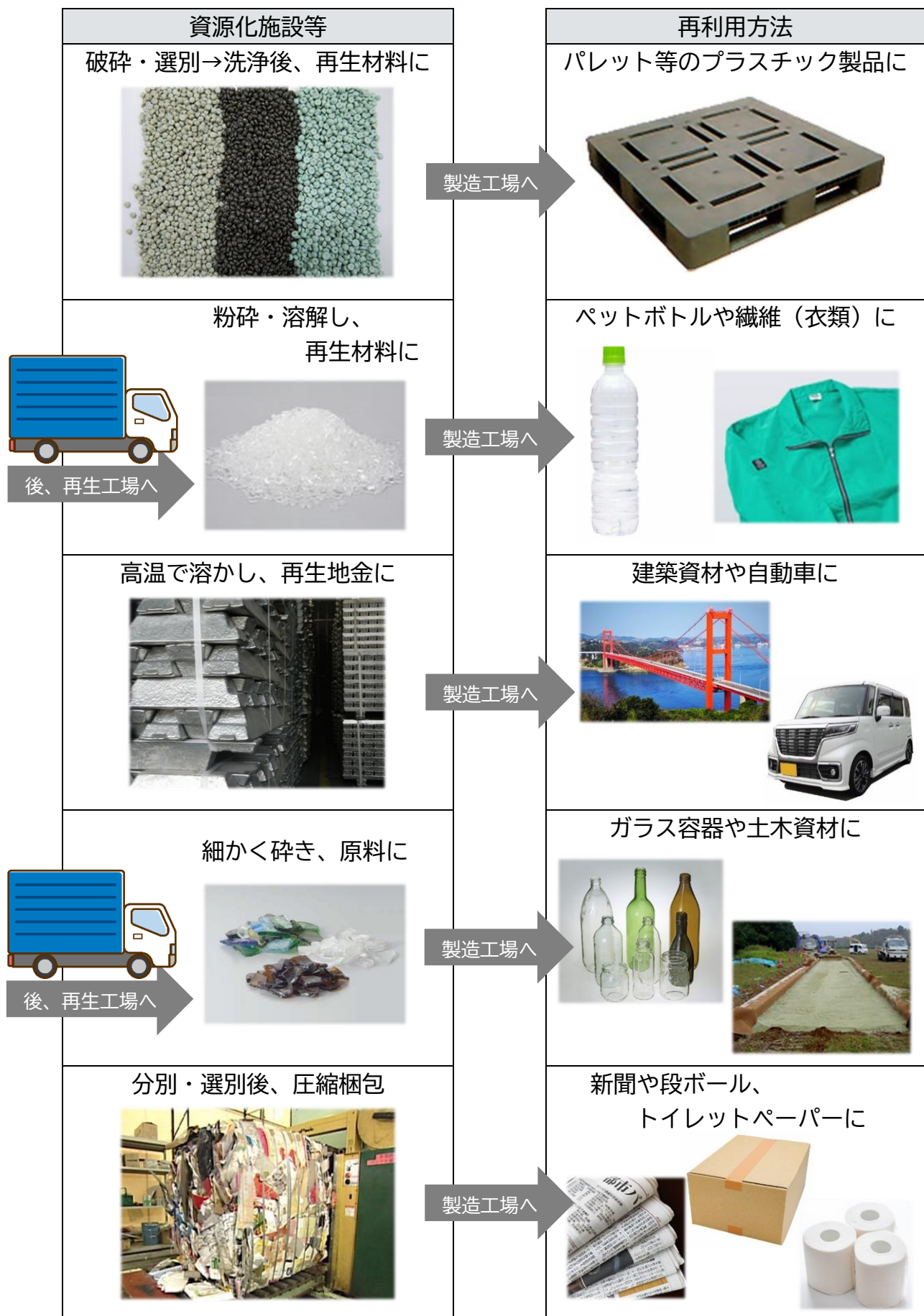
表 2-7 各分別品目の処理およびリサイクルの流れ

区分	分別品目		処理施設等	処理内容またはリサイクル品
可燃	可燃性		清掃センター	焼却⇒最終処分場に埋立
不燃	割れ物など		清掃センター	破碎⇒最終処分場に埋立
	金属製		清掃センター⇒精錬所or製鉄所	アルミ製品、鉄製品
資源ごみ	缶類	アルミ	福祉施設⇒民間事業者⇒精錬所	アルミ製品
		スチール類	福祉施設⇒民間事業者⇒製鉄所	鉄製品
	ビン類	透明ビン	清掃センター⇒ビンリサイクル工場	白ガラス原料
		茶ビン		茶ガラス原料
		青・緑ビン	清掃センター⇒コンクリート製品工場	コンクリート骨材
		黒ビン		コンクリート骨材
	紙類	新聞	製紙工場	新聞等
		段ボール		ダンボール
		雑誌・チラシ		雑誌、雑紙等
		雑誌がみ		雑誌、雑紙等
		紙パック		トイレットペーパー等
	ペットボトル		清掃センター⇒ペットボトルリサイクル工場	化繊原料等
	プラスチック製容器包装類・プラスチック使用製品		プラスチックリサイクル工場	プラスチック原料
	廃食油		民間事業者	BDF（バイオディーゼル）
有害ごみ	スプレー缶		清掃センター⇒製鉄所	製鉄品
	乾電池		清掃センター⇒乾電池リサイクル工場	鉄製品等
	蛍光灯		清掃センター⇒蛍光灯リサイクル工場	ガラス繊維等
粗大ごみ	可燃性		清掃センター	焼却⇒最終処分場に埋立
	金属製		清掃センター⇒製鉄所	鉄製品
小型家電・廃家電	金属製		金属精錬事業者	金属資源等（レアメタル・アルミ製品、鉄製品）

の項目は、ごみとして処理、埋立。その他は資源としてリサイクル。

表 2-8 資源ごみのリサイクルの例

品目	ごみの出し方	
 プラスチック ごみ	汚れを取り除いて、指定のごみ袋で回収 	 再生処理場へ
 ペットボトル	 キャップ・ラベルを外し、指定のネットで回収	 清掃センターで選別
 かん	種類に分けて、回収  注) 三国・春江・坂井地区は、分別せず指定のごみ袋で回収後、福祉施設にて選別作業等を行う。	 再生工場へ
 びん	色に分けて、コンテナボックスで回収 	 清掃センターで選別
 紙類	種類ごとに紙ひもでしばり、回収 (拠点回収・資源回収・店頭回収) 	 再生工場へ



参考資料：環境省 HP、日本容器包装リサイクル協会 HP、資源・リサイクル促進センターHP

2.2.10. 処理費用の実績

本市における総人口の推移から、廃棄物にかかる塵芥処理手数料（ごみ袋の販売収益）及び一般廃棄物収集委託料、清掃センターへの負担金についてみると、総人口が平成 21 年をピークに年々減少しているのに対して、塵芥処理手数料、一般廃棄物収集委託料は横ばいとなっているが、清掃センター負担金は平成 28 年をピークに大きく上昇傾向が続いており、人口あたりの負担が大きくなってきていることがわかります。（図 2-21）

地区ごとに見ると、令和 5 年度において最も高いのが三国地区で 17.8 円/kg・世帯、最も安いのが春江地区の 9.1 円/kg・世帯となっており、同じ量のごみを処理するのに約 2 倍の差があります。この理由としては、三国地区が地形的な特性から大型のごみステーションを設けることができず、他の地域と比べてごみステーションの数が多いことや、ごみ収集車が入ることができない細街路が多く、他の地域よりも収集に手間がかかることなどが考えられます。次いで坂井地区は、燃やせるごみの回収を回収業者 1 社で担っているため、業者への負担が大きくなっていると考えられます。また丸岡地区は、資源ごみについては拠点回収方式を実施しているため、収集の手間が抑えられている一方で、坂井地区と同様に燃やせるごみの回収に負担が大きくなっていると考えられます。最も低い春江地区は、人口が密集していることもあり、地区内にごみステーションがコンパクトに設置されており、他の地域よりも効率的に収集されていると考えられます。

このように、廃棄物にかかる処理費用等は、各地区においても差が生じているため、それぞれの地区の状況に合わせて、市民・事業者の主体的なごみ減量・資源化への取組が重要であると考えられます。

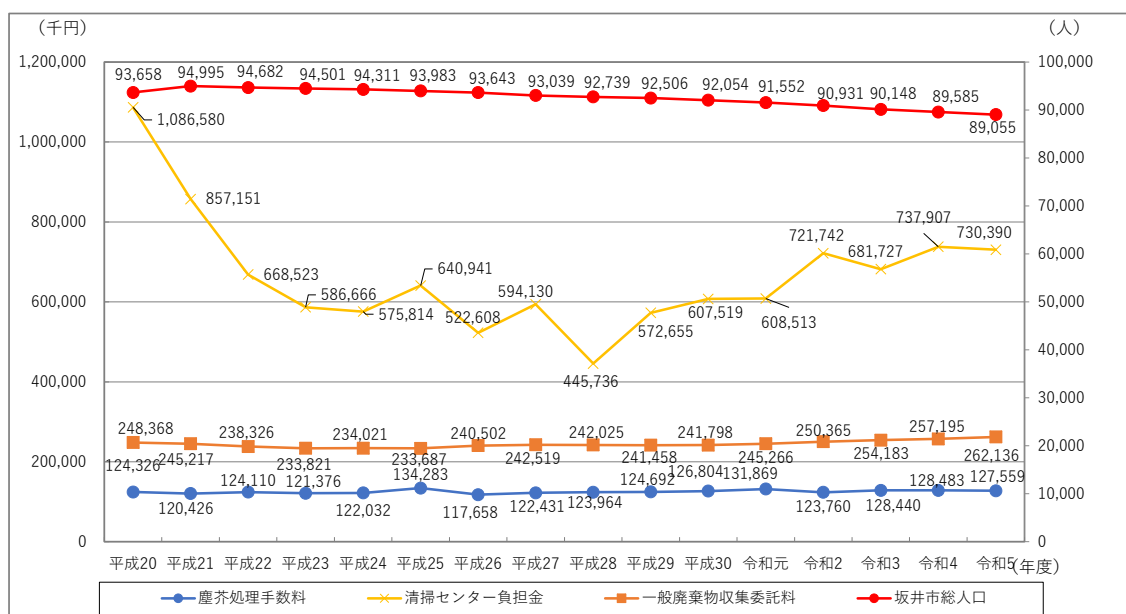


図 2-21 塵芥処理手数料及び一般廃棄物収集委託料、清掃センター負担金と総人口の推移

資料：坂井市資料

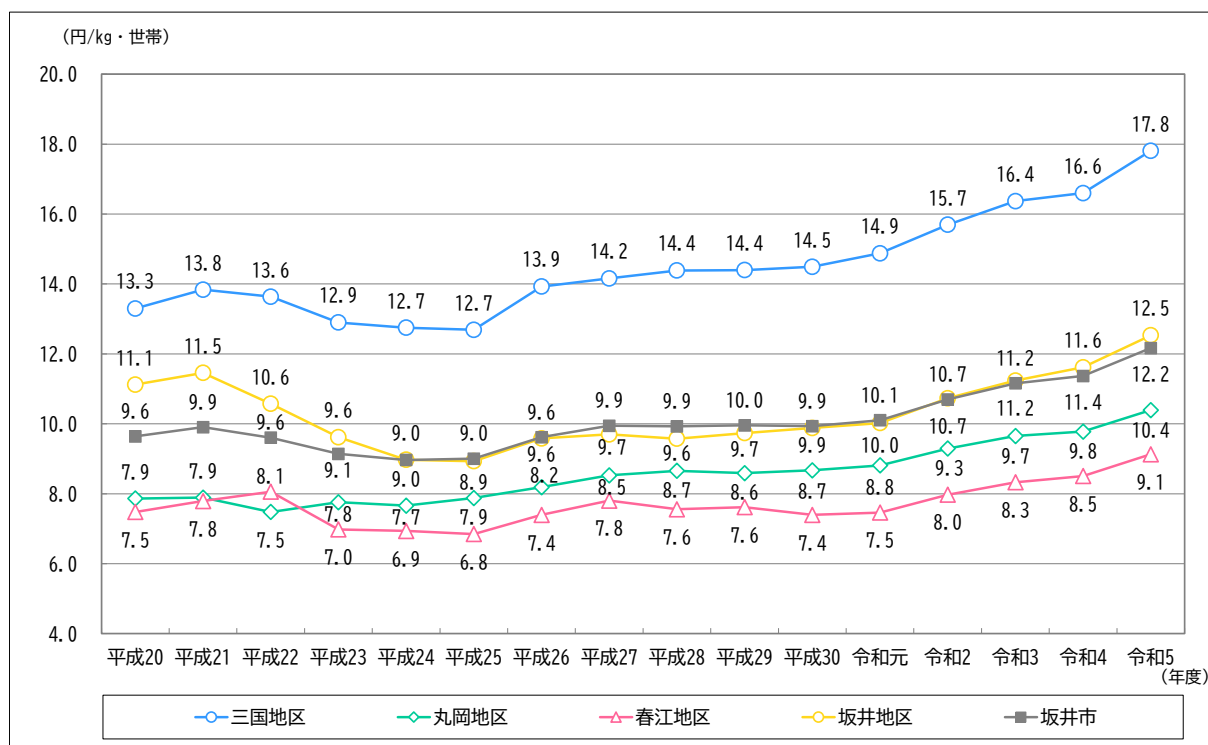


図 2-22 ごみ処理に係る委託料

資料：坂井市資料



- ◀ 三国地区の町並み（思案橋周辺）
 17～18 世紀ごろに北前船による海上航路が発達し、その寄港地として発展した三国湊。その当時の町並みや歴史的建造物が残っており、狭小な道路が多い。

2.2.11. 類似団体との比較

環境省は、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化ガイドラインの一つとして、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成25年4月改定）を取りまとめています。そうしたことから循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のため、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表するものとする。」としています。

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、令和4年度時点における、本市と産業構造及び人口が類似している団体との比較結果を下図に示します。

本市は、人口一人一日当たりごみ総排出量、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用はいずれも平均よりも抑えられており比較的良好です。しかしながら、廃棄物のうち最終処分される割合が平均より多く、課題となっています。廃棄物からの資源回収率は平均より低い原因としては、小売店での資源回収による店頭回収分を含んでいないことによると考えられます。

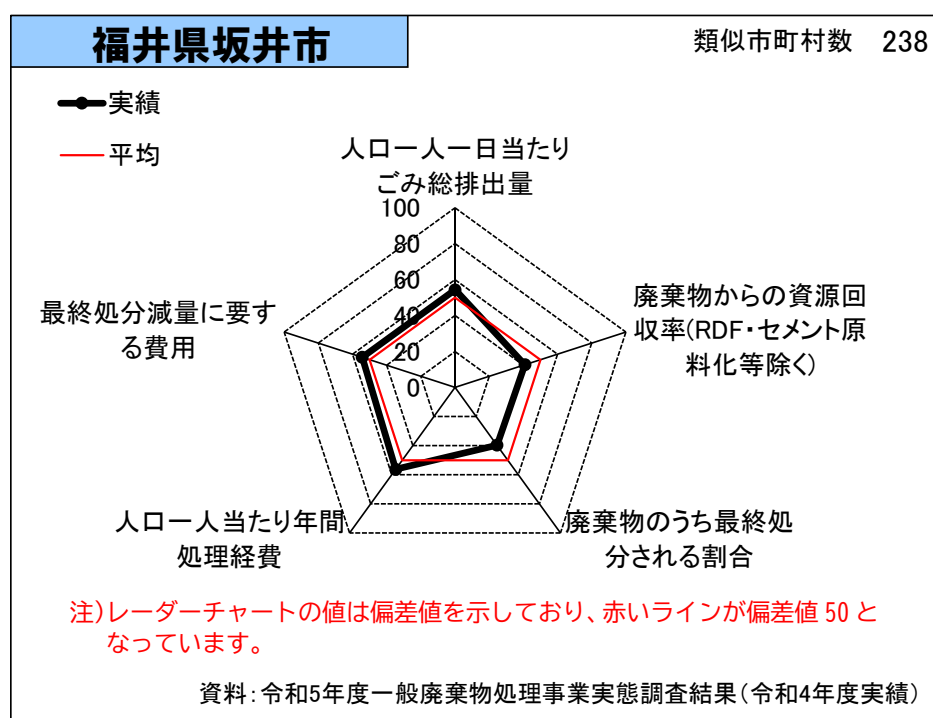


図 2-23 本市と類似団体との比較（類似市町村 238 団体）
～偏差値によるレーダーチャート～

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援システム

凡例

- 最大値
- 平均値
- 最小値
- 坂井市実績

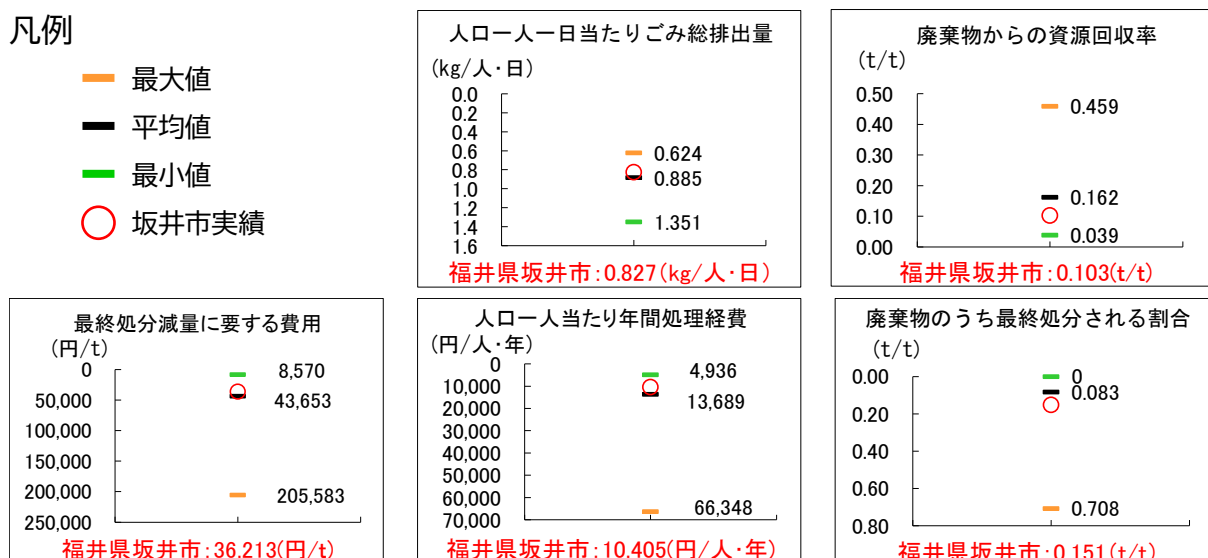


図 2-24 本市と類似団体との比較（類似市町村 238 団体）

～各指標の詳細～

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援システム

コラム

燃やすごみから「もやししかないごみ」へ

栃木県の小山市・下野市・野木町（小山広域保健衛生組合）において、令和 6 年 10 月より「もやししかないごみ」の指定ごみ袋制度が始まりました。

これは、これまで市町によって異なっていた「燃やすごみ・可燃ごみ」の名称を指定ごみ袋制度の導入を契機に「もやししかないごみ」へ統一し、資源物の分別の徹底や減量化をしても『燃やすことがやむえないごみ』であることを表現した名称となっています。

これら自治体の他にも、徳島県徳島市「分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ」や京都府亀岡市「燃やすしかないごみ袋」「埋め立てるしかないごみ袋」など、名称を変更することで分別意識を高め、ごみの減量を図っています。



2.2.12. 市内における循環型社会形成に向けた取組について

①民間事業者による資源ごみ回収の状況

市内には、民間による資源ごみ回収施設が 13 か所あり、ショッピングセンターやスーパー、ドラッグストアの駐車場や店頭に設置されています。店舗が営業していればいつでも出すことができる、買い物のついでに出すことができるなどの利便性の高さから、市民によって積極的に利用されていると考えられます。

民間事業者の回収施設で収集されている資源物は、下表に示すとおりであり、段ボール、新聞・チラシ、雑誌のように紙類の回収が多く行われていることがわかります。

表 2-9 民間事業者による資源ごみ回収品目の状況

区分	箇所数	区分	箇所数
新聞・持込チラシ	12	食品トレイ	12
段ボール	7	スチール缶	1
雑誌	12	アルミ缶	10
雑がみ	4	ペットボトル	12
紙パック	9	廃食油	1

市内には、店頭には様々な資源ごみの回収ボックスを設置し、資源の有効利用に取り組んでいる店舗が多くあり、来客者が買い物の際に利用することでリサイクルを促進しています。

表 2-10 資源ごみの店頭回収の状況

	新聞・折込チラシ	段ボール	雑誌	雑がみ	紙パック	食品トレイ	スチール缶	アルミ缶	ペットボトル	廃食油
A店舗	○		○		○	○		○	○	
B店舗	○	○	○			○		○	○	
C店舗					○	○		○	○	
D店舗	○		○		○	○		○	○	
E店舗	○	○	○		○	○		○	○	
F店舗	○	○	○	○	○	○		○	○	
G店舗	○	○	○			○		○	○	
H店舗	○	○	○							
I店舗	○		○		○	○		○	○	
J店舗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
K店舗	○		○	○	○	○			○	
L店舗	○		○		○	○			○	
M店舗	○	○	○	○		○		○	○	

令和6年8月に実施したごみについての市民アンケート結果を見ると、概ね6割前後の人が民間による資源ごみ収集施設を利用していることがわかります。品目別に利用されている割合をみると、段ボールが最も高く（約70%）、次いでペットボトル（約66%）、アルミ缶（約60%）、新聞・チラシ及び雑誌（約58%）となっています。

民間による資源ごみ収集施設の利用状況について、令和6年度調査と令和元年度調査を比較すると、利用率が高い品目の種類は大きく変わりませんが、全ての品目で利用率が上がっていることがわかります。

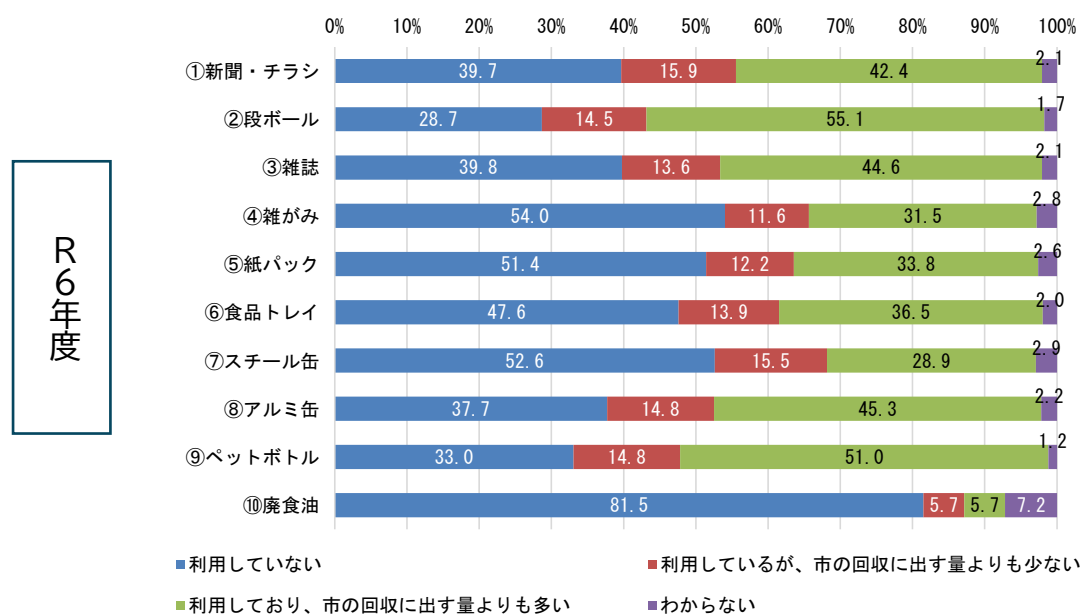


図 2-25 [R6] 民間による資源ごみ収集施設の利用状況（品目別）

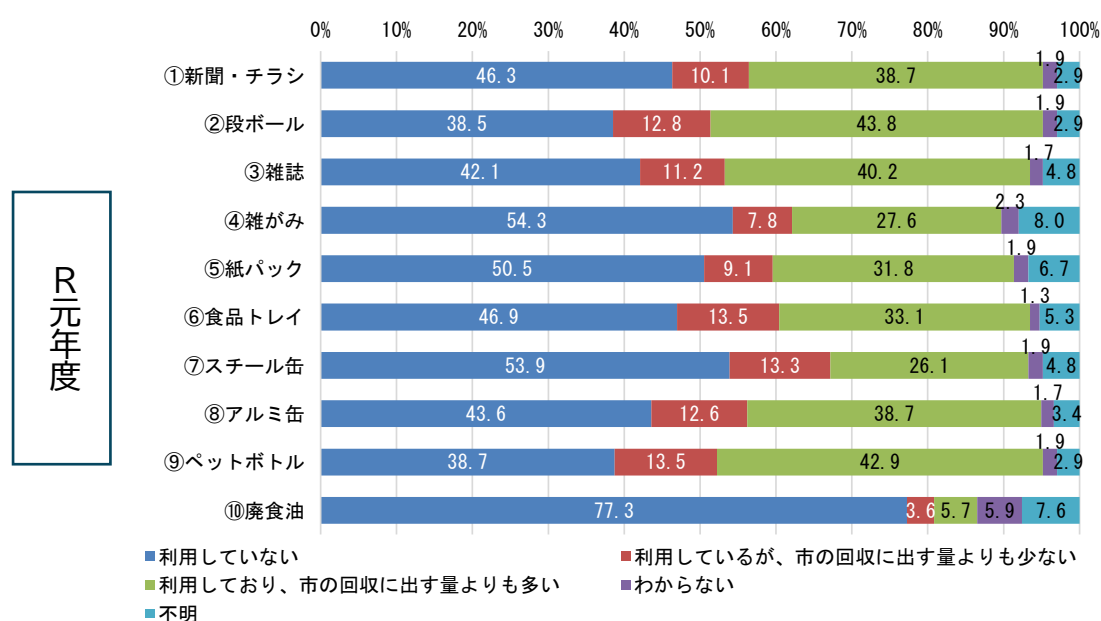


図 2-26 [R1] 民間による資源ごみ収集施設の利用状況（品目別）

さらに、最も利用されている割合が高い段ボールについて、地域別に利用状況を見ると、春江地区、坂井地区の利用率が最も高く、三国地区が最も低くなっています。令和6年度調査と令和元年度調査を比較すると、全ての地域で利用率が上がっていることがわかります。

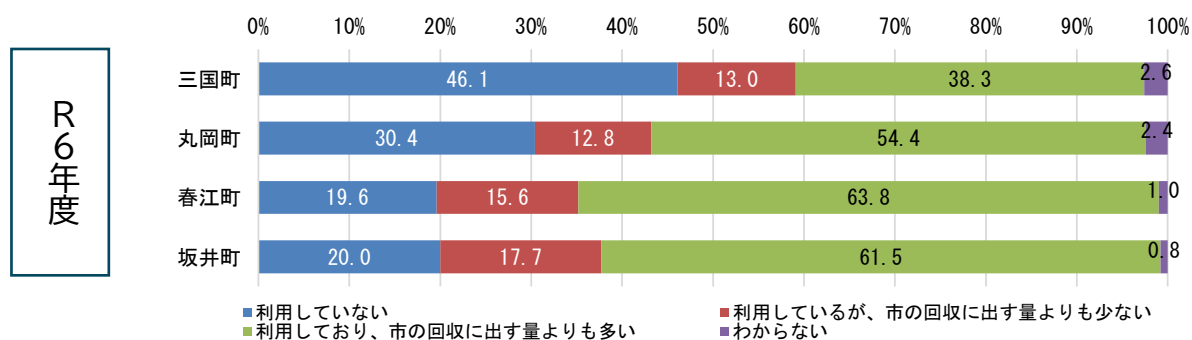


図 2-27 [R6] 地域別の民間による資源ごみ収集施設の利用状況（段ボール）

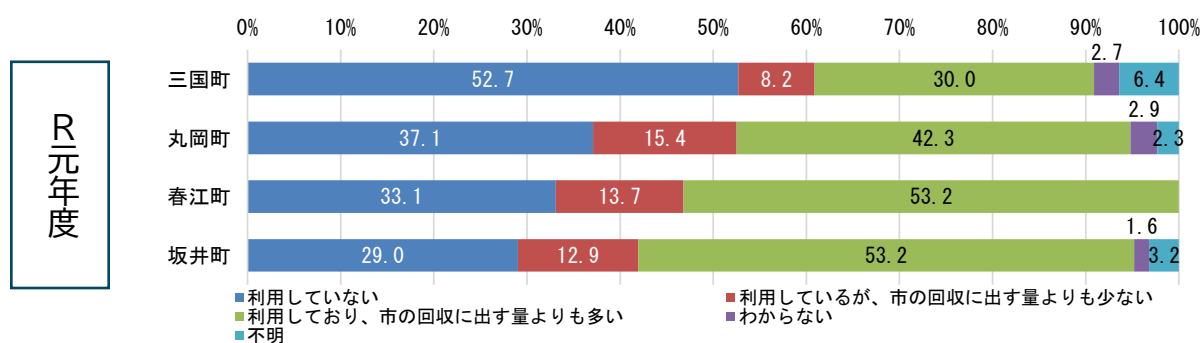


図 2-28 [R1] 地域別の民間による資源ごみ収集施設の利用状況（段ボール）

また、年齢層別にみると、70歳以上を除く年齢層の8割以上が利用しており、若い層の利用率が高い傾向にあることがわかります。令和元年度調査と比較すると、全ての年齢層で利用率が上がっていることがわかります。

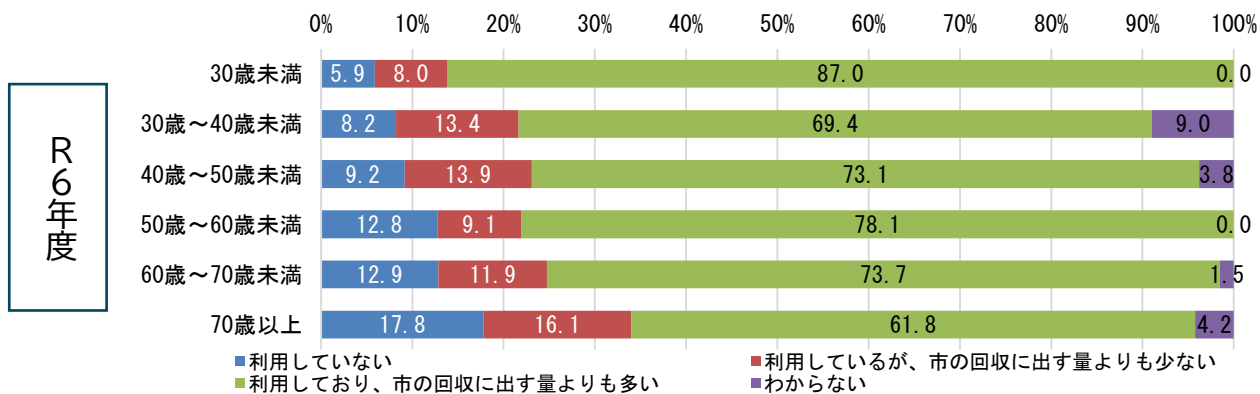


図 2-29 [R6] 年齢層別の民間による資源ごみ収集施設の利用状況（段ボール）

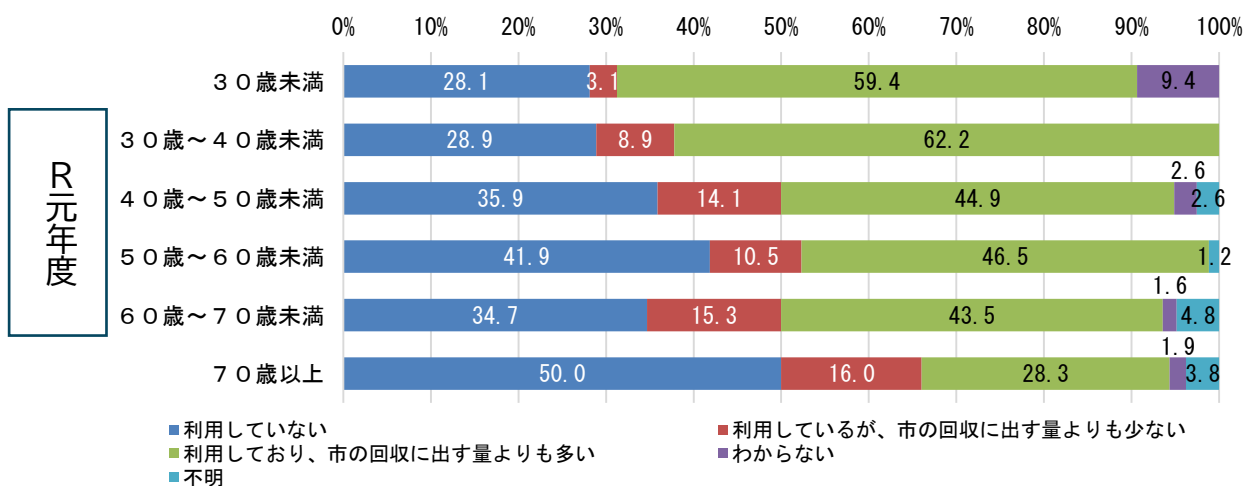


図 2-30 [R1] 年齢層別の民間による資源ごみ収集施設の利用状況（段ボール）

以上、品目別・地域別・年齢層別において利用率が上昇していることから、民間による資源ごみ回収が市民の間に一定広まっていると考えられます。品目や地域によって民間事業者による資源ごみ回収施設の利用状況に差がみられます。



▲ 民間の資源ごみ収集施設（ecoひろば）

② ごみ出しが困難な市民のための取組状況について

現状、市内においてごみ出しが困難となり、別居の家族等、同居者以外の人にごみ出しを支援してもらっている世帯が見られ、このような世帯は、今後少子高齢化が進むことでさらに増加することが考えられます。令和6年8月に実施したごみについての市民アンケート結果を見ると、ごみ出しを同居の家族以外の方に手伝ってもらっている市内の家庭について知っているかの設問では、「知っている」と回答した人の割合は5.5%となっていました。

また、このような世帯においてどなたに手伝ってもらっているかの設問では、別居の家族や親類が最も高く（約41%）、次いでヘルパー等（約29%）、近所の人（約18%）となっています。

（設問）

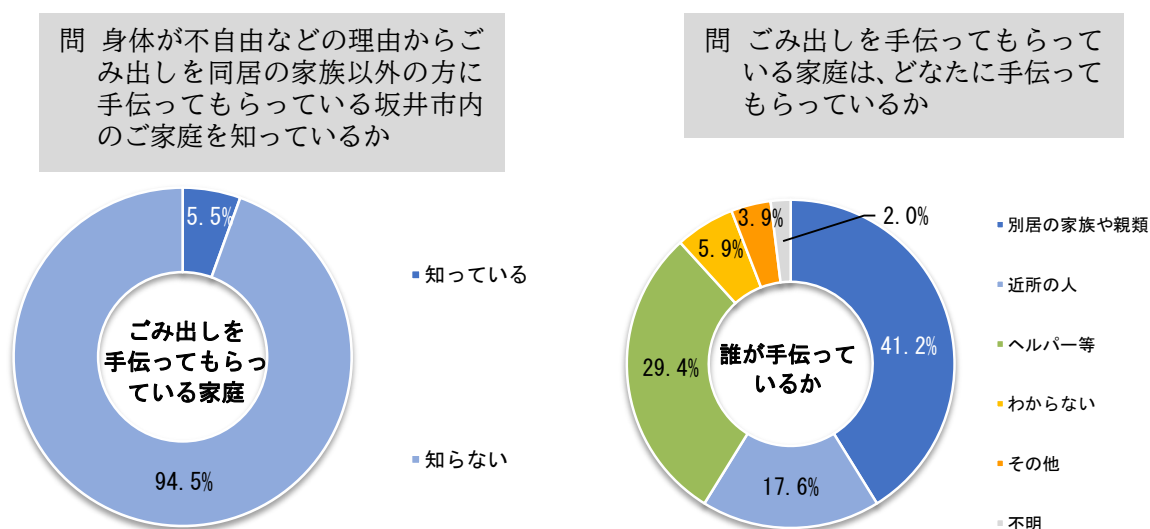


図 2-31 アンケート集計結果

近隣住民とのつながりがなければ、ごみ出しができない状況の有無を把握しづらく、また、当事者は他人にごみ出しの支援を依頼しにくい点からも、市内におけるごみ出し困難な市民の状況把握及び関係者の協力による支援体制づくりが必要であると考えられます。

③ プラスチックごみの削減に向けた取組について

プラスチックごみは私たちの生活に多くの利便性をもたらしてくれた反面、陸上から海洋へのプラスチックごみの流出やマイクロプラスチック※の生物体内への蓄積など、地球規模での環境汚染が懸念されています。このため、国はプラスチック廃棄物の資源循環を推進することを目的として、「プラスチック資源循環推進法」を令和元年5月に策定し、取組を推進しています。

本市においては、平成23年度より、毎年3月の第一日曜日を統一行動日とし、地域住民の協力を得て、市内を流れる河川や用排水路の清掃を行う、河川クリーンキャンペーンを行っている他、九頭竜川河口部の清掃活動も実施しており、これらの取組を通じて、海に流出するプラスチックごみ等の削減に取り組んでいます。

さらに本市では、市内の小学校5,6年生と保護者を対象に、夏休み親子環境施設見学ツアーを実施しており、プラスチックトレーのリサイクル工場の見学等を通じて、リサイクル意識の向上に取り組んでいます。

④ 食品ロス削減に向けた取組について

食べ残し、売れ残りや期限が近いなどの理由で、食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品は「食品ロス」と呼ばれており、国内における食品ロスの量は年間523万トン（令和3年度推計値）、毎日大型トラック（10トン車）約1,433台分が廃棄されています。このため、国においても食品ロスの削減の推進に関する法律が令和元年10月に施行されるなど、削減に向けた取組を推進しています。

本市においても、食品ロス削減を呼びかけるチラシの配付や市広報への掲載、商工会に対して食べきり運動の周知協力依頼（忘新年会の多い時期）などを通じた食品ロス削減についての情報提供や啓発を行っています。さらに、こどもエコひろばにおいて、フードドライブ※の開催や、夏休み親子環境施設見学ツアーの参加者を対象とした冷蔵庫チェックなどを行い、食品ロス削減に取り組んでいます。

⑤ 漂流漂着ごみへの対応

三国地区沿岸部では、毎年大量のプラスチック製品やペットボトルなどのごみが漂流・漂着しています。これらは処理に多大な費用を要するだけでなく、海鳥や海洋生物など生態系への影響を招くことが懸念されます。このため、漂流漂着ごみ※の減少に向けた情報発信や、処理における関係機関との連携強化に取り組んでいます。

⑥ 観光客の増加に伴うごみ対策

市内の民宿やホテル、旅館などの宿泊施設へは、毎年数多くの観光客などが宿泊します。また、北陸新幹線の敦賀開業（令和6年3月）に伴い、観光客の増加が見込まれることが予想されます。これらは、本市に活気や経済的効果などの恩恵をもたらしてくれると同時に、大量の廃棄物を生み出します。このことから、観光客の増加に伴うごみ対策に努めていきます。

⑦ その他、ごみ減量化に向けた市民や事業者の意識啓発に向けた取組

その他、ごみ減量化に向けた市民や事業者の意識啓発に向けた取組としては、雑がみ回収について広報により周知するとともに、住民向けのごみ分別の手引きやごみ分別・収集日通知アプリ「ごみサポ！」において、適切な分別を促すことでリサイクル推進およびごみ減量化に取り組んでいます。

また、事業者向けごみ分別の手引きを作成し、ごみの内容に応じた適正な処理を促すことでリサイクル推進、ごみ減量化を図っていきます。

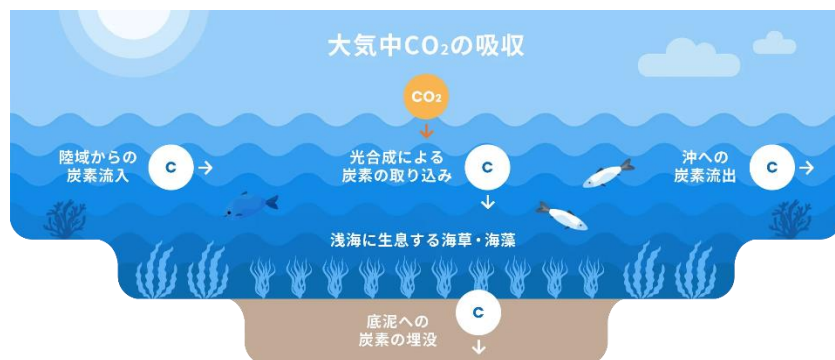
コラム ブルーカーボンについて

本市では、漂流漂着ごみによる海洋生物への悪影響が懸念されている一方で、脱炭素社会の実現に向けた二酸化炭素の吸収源対策の新たな選択肢として、沿岸における海洋生態系が注目されています。

海中の藻などが光合成により二酸化炭素を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のことを「ブルーカーボン」と呼びます。ブルーカーボンの主な吸収源は、藻場（海草・海藻）や塩性湿地・干潟、マングローブ林などが挙げられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれています。

本市においても、三国地区沿岸部で様々な海藻が群生しており、海洋生物のすみかやブルーカーボンなどの重要な役割を果たしています。

近年は、漂流漂着ごみの影響に加えて、海水温の上昇による「磯焼け」の進行が懸念されており、本市の豊かな海洋生態系の保全が求められています。



ブルーカーボンの仕組み

資料：環境省

2.3. 現状における課題と8つの考え方と視点

1. 資源ごみの回収のあり方

ごみの分別区分や収集方式は、合併以前の旧町での回収方法が継承されており、地域ごとに異なる形態で収集が実施されています。効率的な資源化、収集を図るため、資源ごみの回収について見直す必要があります。

また、実施した資源ごみワークショップやごみに関する市民アンケートの意見をもとに、時代にあった拠点回収方式やステーション回収方式など地域特性に対応した搬出方式やリサイクルの再分化等について見直していく必要があります。

2. 高齢者、障がい者に優しいごみ出し支援の仕組み

今後、本市においても人口減少・少子高齢化が益々進むことが予想されます。これに伴ってごみ出しが困難となる高齢者や多国籍等の市民を含め、地域から孤立する中でごみを家にため込んでいくごみ屋敷の増加、地域でのごみステーション、集団回収の維持が困難になるなどの課題が考えられ、対応が必要です。

また、拠点回収方式を採用している丸岡地区の高齢者等は、さらにごみ出しが困難になることが見込まれ、地域の実情にあわせて搬出方法を見直していく必要があります。

3. 特別集積地制度のあり方

現在、一部の事業所やマンション・アパートなどの集合住宅等から排出される一般ごみについては、要請に応じて特別集積地を設け、市が有償で収集を行っています。

また、近年、高齢化の進展やごみステーションを管理している自治会への加入に対する考え方の変化もあり、年々この制度を活用する事業所等が増え、処理費用も増加していることから、制度の対象や排出量等、手数料について見直していく必要があります。

4. プラスチック資源循環の推進に向けた取組

平成28年と令和4年に実施した家庭ごみの組成調査結果をみると、プラスチック類の割合は増加しています。

また市では、プラスチックごみの再資源化に向けて、プラスチック製容器包装とあわせてプラスチック製品（70品目）について、令和6年度からは燃やせるごみではなく資源ごみとして一括回収を始めました。

分別の周知やマイバッグ※やマイボトル※の利用等を進め、排出抑制に取り組む必要があります。

5. 食品ロス削減に向けた取組

平成 28 年と令和 4 年に実施した家庭ごみの組成調査結果をみると、食品廃棄物の割合は増加しています。また、令和 4 年調査では食品ロスとされる「手つかず食品」と「食べ残し」が食品廃棄物の約 36%を占めていることが分かりました。

食品ロスの削減に向けて、食品ロスの発生抑制や発生してしまった食品廃棄物の再資源化に取り組む必要があります。

6. 民間事業者と連携した資源循環の推進

資源化の取組を推進するためには、市による回収だけでなく、民間事業者と連携した効率的な回収を行うことが重要です。このため、民間事業者と連携した店頭回収などの普及拡大について、取り組む必要があります。

また、製造や販売、排出を行っている事業者による排出の抑制や自主回収、再資源化の取組が必要です。

7. ごみ減量化目標達成のため、市民や事業者の意識啓発の推進

ごみの総排出量については、人口減少等に伴って減少傾向にあります。

ごみ減量化目標達成のためには、市民・事業者の主体的かつ継続的な排出抑制の取組が不可欠です。

市民・事業者に向けて 5R の行動につながるよう環境教育を推進し、食品ロスの削減や適切な分別等の意識啓発を図る必要があります。

また、未来を担う子どもたちに向けて、SDGs（持続可能な開発目標）に係る取組や学校教育を通じた、ごみの減量やリサイクル意識の育成を図る必要があります。

5 R
(ファイブアール)

R e d u c e	リデュース	… 発生抑制
R e u s e	リユース	… 再使用
R e c y c l e	リサイクル	… 再生利用
R e f u s e	リフューズ	… 断る
R e p a i r	リペア	… 修理する

8. 坂井市脱炭素ロードマップの推進に向けた廃棄物の脱炭素化対策

令和 6 年 3 月に策定した坂井市脱炭素ロードマップの推進に向けて、一般廃棄物の適正処理や資源循環の観点から、排出抑制や適切な資源回収及び再資源化に取り組む必要があります。

本市の脱炭素を推し進めるにあたって、地域・社会全体にとって望ましい脱炭素型の資源循環・廃棄物処理のあり方について、必要な取組を進めていくことが求められています。

本市では、坂井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づいて、特別集積地としたごみステーションを設置しています。このため、市内の一部の事業所やマンション・アパートなどの集合住宅は手数料を支払って特別集積地の設置を行い、一般廃棄物を排出しています。

表 2-11-1 特別集積地制度手数料（～令和 2 年 3 月末）

種 別		金 額
家庭系 （一般家庭から生じた一般廃棄物） 1 箇所につき		月額 3,000 円
事業系 （事業活動に伴って生じた一般廃棄物） 1 箇所につき	年間 1 月平均排出数（指定収集袋・指定収集券を貼布した一般廃棄物の排出数）が 500 袋未満	月額 5,000 円
	年間 1 月平均排出数（指定収集袋・指定収集券を貼布した一般廃棄物の排出数）が 500 袋以上	月額 10,000 円

表 2-11-2 特別集積地制度手数料（令和 2 年 4 月改定後～）

種 別		金 額
家庭系 （一般家庭から生じた一般廃棄物） 1 箇所につき		月額 3,000 円
事業系 （事業活動に伴って生じた一般廃棄物） 1 箇所の年間 1 月平均排出数（指定収集袋・指定収集券を貼布した一般廃棄物の排出数）につき	300 袋未満	月額 6,000 円
	300 袋以上 500 袋未満	月額 12,000 円
	500 袋以上 1,000 袋未満	月額 20,000 円
	1,000 袋以上	月額 30,000 円

近年における収集箇所についての推移をみると、家庭系は増加傾向にあり、事業系は平成24年度以降400箇所前後で横ばいに推移しています。

次に、事業系の特別集積地制度の利用状況を示します。

収集箇所の推移について、500袋未満/月の集積地を地区別にみると、丸岡地区が最も多く、次いで三国地区・春江地区に収集箇所が多いことがわかります。

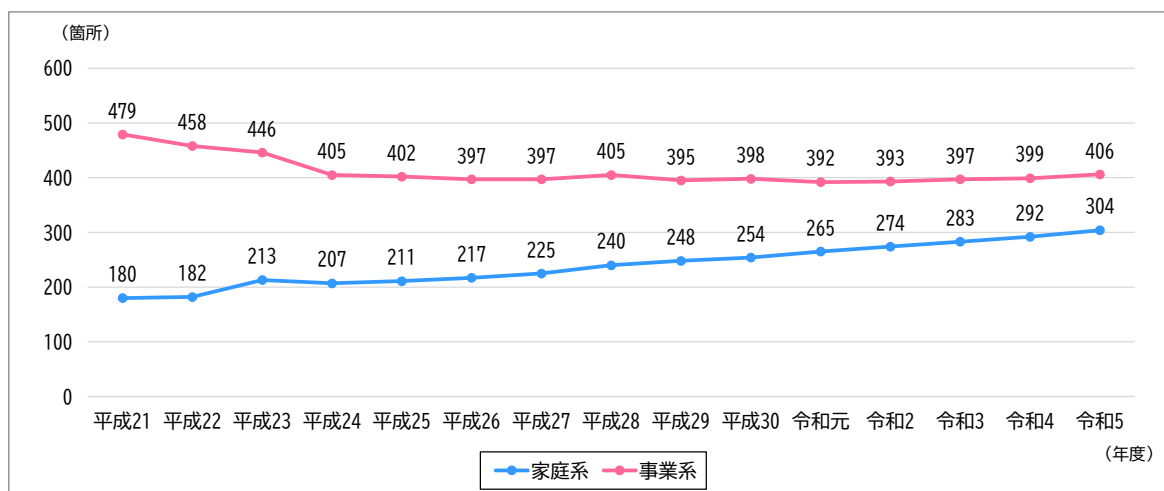


図 2-32 特別集積地制度の箇所数の推移（家庭系、事業系）

資料：坂井市資料

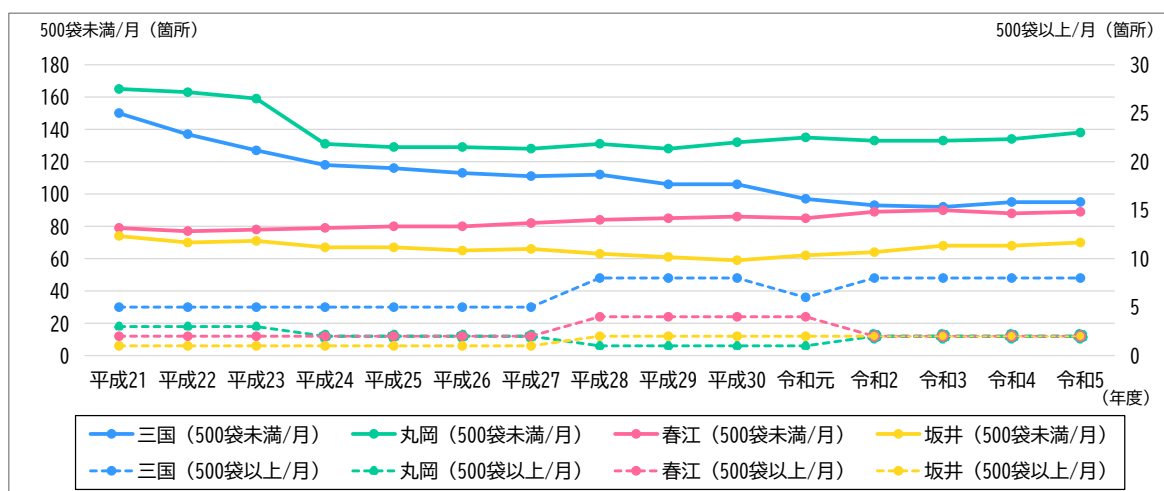


図 2-33 事業系の特別集積地制度の利用状況

資料：坂井市資料

2.4. 目標達成状況

前計画は、平成 30 年度を基準年度として、令和 6 年度における中間目標値と令和 11 年度における目標値を以下のとおり設定しています。現状、令和 5 年度が最新の値となっているため、目標達成状況の評価は令和 5 年度の値で行いました。（図 2-34～図 2-36）

- 「1 人 1 日当たりのごみ排出量」については中間目標値を達成しています。近年の推移を見ると、令和元年度から令和 2 年度にかけて大きく減少し、その後横ばい傾向にありましたが、人口の減少をはじめ、ごみ分別アプリの普及などの削減対策の効果によって令和 4 年度から令和 5 年度にかけて再度大きく減少しています。令和 11 年度目標値の達成に向けて、排出抑制の取組を継続的に進める必要があります。（図 2-34 参照）
- 「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」については中間目標値を達成しています。近年の推移を見ると、令和元年度から令和 2 年度にかけて大きく減少し、その後緩やかな減少傾向が続いていましたが、「1 人 1 日当たりのごみ排出量」の効果と同様に令和 4 年度から令和 5 年度にかけて再度大きく減少しています。令和 11 年度目標値の達成に向けて、排出抑制の取組を継続的に進める必要があります。（図 2-35 参照）
- 「最終処分量」については中間目標値を達成しています。近年の推移を見ると、削減対策の効果によって令和元年度をピークに緩やかな減少傾向が続いています。令和 11 年度目標値の達成に向けて、排出抑制に取り組むとともに、ごみの適切な分別や再利用等を継続的に進める必要があります。（図 2-36 参照）

表 2-12 目標値及び実績値

指標	基準値 (平成 30 年度)	中間目標値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)	実績値 (令和 5 年度)
1 人 1 日当たりのごみ排出量	875g	831g (-44g)	788g (-87g)	793g (-82g)
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	719g	683g (-36g)	647g (-72g)	660g (-59g)
最終処分量	4,281 t	3,900 t (-381 t)	3,600 t (-681 t)	3,878 t (-403 t)

注)括弧内の数値は基準値との差

※1 「1 人 1 日当たりのごみ排出量」の算定方法

ごみの総排出量 ÷ 住民基本台帳人口 ÷ 年度の日数

※2 「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」の算定方法

(ごみの直接収集量 - (資源物の直接収集量 + 集団回収量)) ÷ 住民基本台帳人口 ÷ 年度の日数

予測値：図 2-34～図 2-36 における予測値とは、平成 23～30 年度の実績値より算出した推計値。

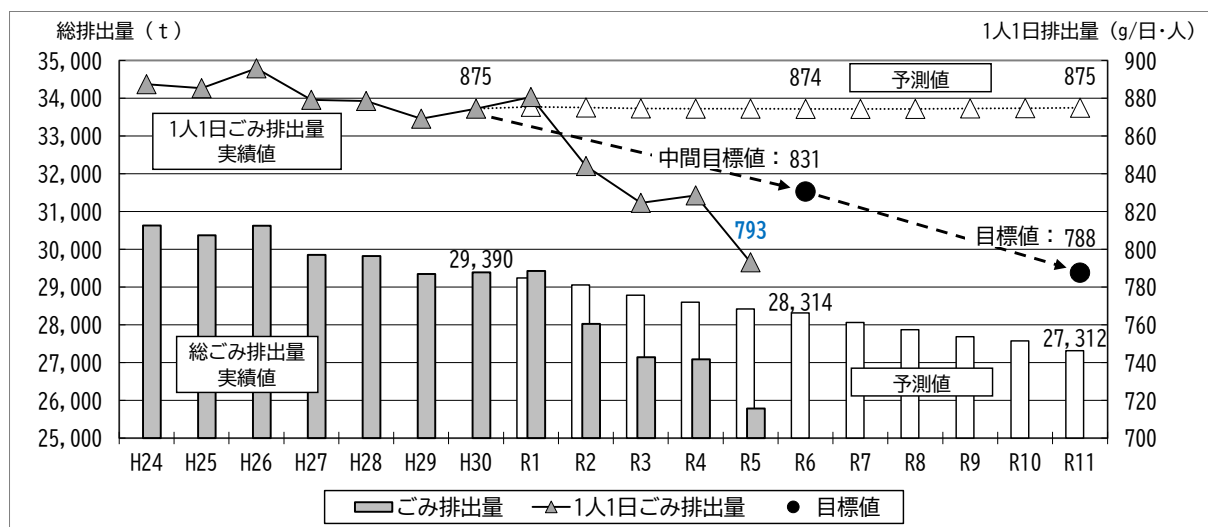


図 2-34 1 人 1 日当たりのごみ排出量の実績値・予測値・目標値

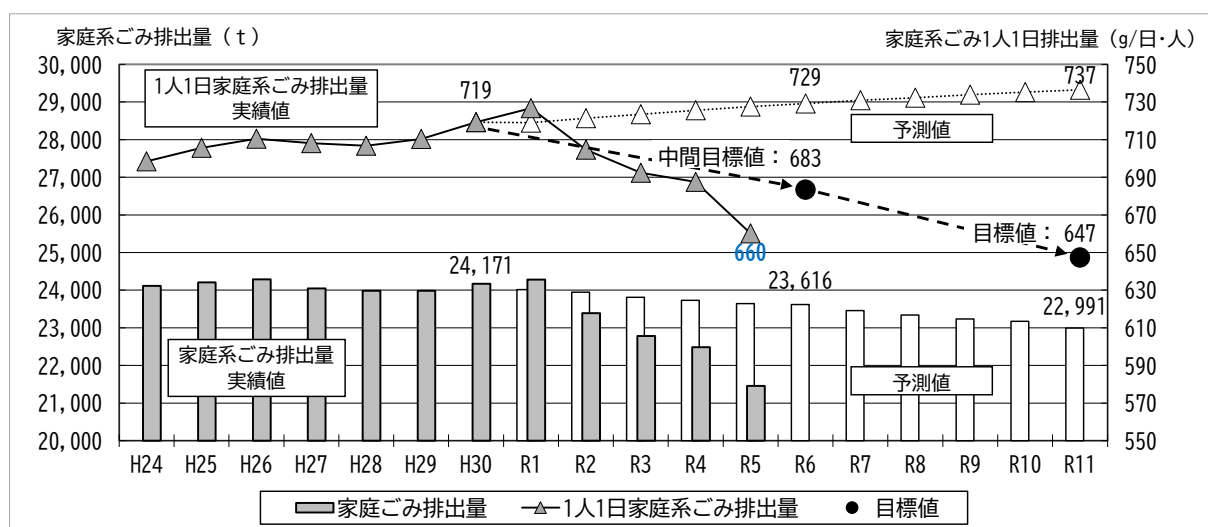


図 2-35 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の実績値・予測値・目標値

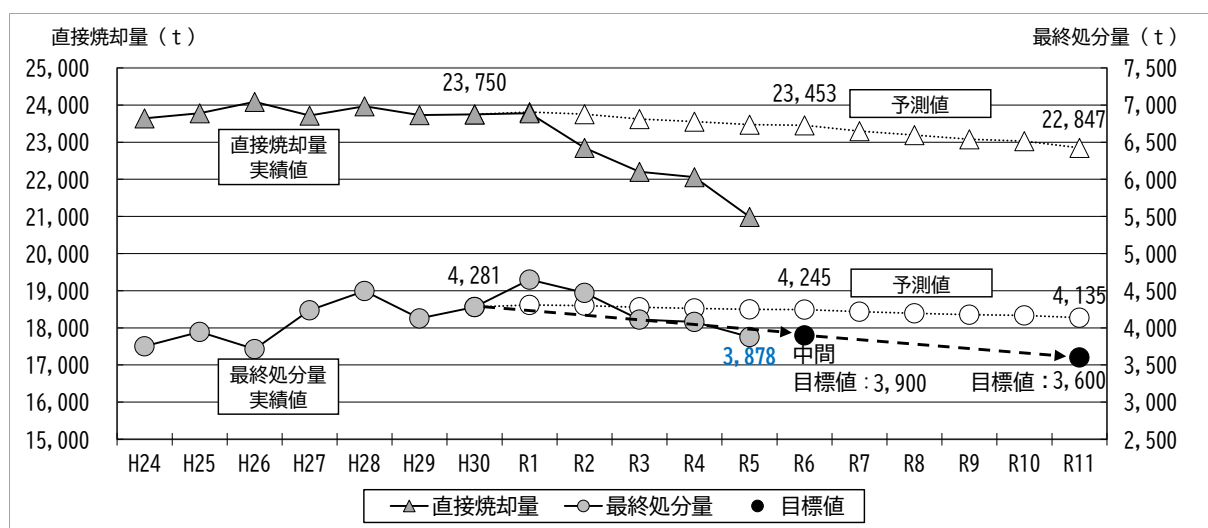


図 2-36 直接焼却量および最終処分量の実績値・予測値・目標値